令和８年 11 月 4 日庁議資料
総　　務　　部

文京区男女平等参画推進計画（素案）について

１　概要

現行計画を改定した令和 4 年以降の国の動向や社会情勢の変化、また、昨年度実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査」の結果等を踏まえ、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年９月文京区条例第 39 号）第 8 条の規定により、文京区男女平等参画推進会議において、検討を行ってきた。

この度、「文京区男女平等参画推進計画（素案）」としてまとめたため、報告する。

２　検討状況

令和８年　５月　第１回文京区男女平等参画推進会議開催
６月　議会報告（計画改定報告）
７月　第２回文京区男女平等参画推進会議開催
９月　第３回文京区男女平等参画推進会議開催
10 月　第４回文京区男女平等参画推進会議開催

３　素案内容

⑴　計画の考え方
⑵　計画策定の背景
⑶　計画の体系
⑷　計画事業とその考え方

４　文京区男女平等参画推進計画（素案）

別添のとおり

５　今後のスケジュール（予定）

令和８年 12 月　議会報告（素案）
パブリックコメント実施
区民説明会開催
令和９年　１月　第５回文京区男女平等参画推進会議
２月　議会報告（最終案）
３月　文京区男女平等参画推進計画策定

文京区男女平等参画推進計画

女性活躍推進計画
配偶者等暴力防止基本計画
困難女性支援基本計画

令和９年度～令和 13 年度
（2027 年度～2031 年度）

素案

文京区

目次

第1章　計画の考え方 1
　1　計画の目的 2
　2　計画の性格 3
　3　文京区における男女平等参画の推進体制 5
第2章　計画策定の背景 7
　1　社会情勢 8
　2　国の動き 9
　3　都の動き 13
　4　文京区の取組 14
第3章　計画の体系 17
　1　計画の体系 18
　2　計画事業の一覧 20
　3　施策の方向性に対する目標と成果指標 25
第4章　計画事業とその考え方 29
　Ⅰ　あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進 30
　Ⅱ　あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】 53
　Ⅲ　あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援 64
　Ⅳ　推進体制の整備 80

第1章　計画の考え方

1　計画の目的

昭和 21(1946)年に制定された日本国憲法は、全ての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、性別により差別されないことをうたっています。また、平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、重要な課題として位置付けています。

文京区では、平成 13(2001)年7月に「文京区男女平等参画推進計画」を策定し、年度ごとに推進状況の評価により課題を明らかにしながら、男女が、その個性と能力を発揮し、性別にかかわりなく個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画できる男女平等参画社会を目指して事業を推進してきました。

そして、平成 25(2013)年には「文京区男女平等参画推進条例」が施行され、この計画は条例上の法的根拠を持つこととなりました。

令和7(2025)年度に実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査」では、男女の性別役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方には8割の人が「共感しない」と回答しています。一方で、社会通念、慣習、しきたりや政策、方針決定の参加といった場面では、依然として男性が優遇されていると考える女性が多く、引き続き、固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けた取組などを進めていく必要があります。

国においては「第 6 次男女共同参画基本計画」が策定されたほか、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)の改正による仕事と育児・介護の両立支援の強化、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。)の施行など、関連する法制度の整備が進んでいます。一方で、世界経済フォーラム(WEF)が公表するジェンダー・ギャップ指数では、令和8年9月16日に発表された2026年版において、日本は 145か国中 117位とG7諸国で最下位にとどまるなど、国際的な遅れも依然として大きな課題となっています。

こうした社会情勢を踏まえ、家庭、職場、地域活動、政策・方針決定の場など、社会のあらゆる場において、性別にかかわらず平等な立場で参画することによって、一人一人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるまちを目指します。

本計画は、困難な問題を抱える女性等への支援の視点を新たに加えるなど、男女平等参画に向けた更なる施策の強化・推進を図るため、この度の改定を行うものです。

文京区の目指す「男女平等参画社会」とは

一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわりなく平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

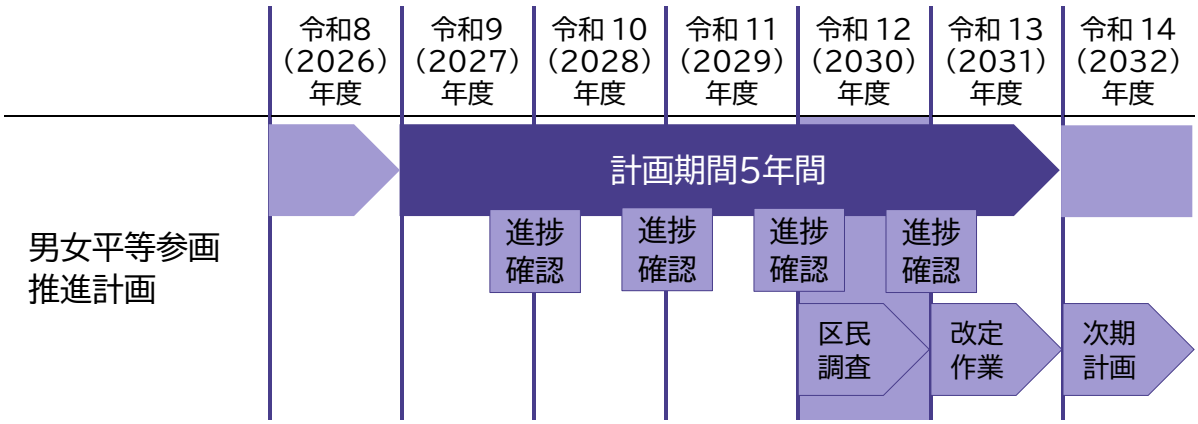
2 計画の性格

- この計画は、平成 13（2001）年度に策定し、平成 18（2006）年度、平成 23（2011）年度、平成 29（2017）年度、令和4（2022）年度に改定した「文京区男女平等参画推進計画」を継承したものです。
- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられ、区が目指す方向や施策を区民に示すことにより、区民、事業者及び区の役割を明らかにし、それぞれが協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- この計画は、平成 25（2013）年に施行された「文京区男女平等参画推進条例」第8条第1項に規定する、区の男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画の「Ⅱ　あらゆる人の職業生活における活躍の推進」の部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する、市町村が策定する、当該区域内における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」として位置付けられています。
- この計画の「Ⅲ　あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」のうち「1　配偶者等からの暴力の根絶と支援」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「配偶者等暴力防止基本計画」という。）として位置付けられています。
- この計画の「Ⅲ　あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」のうち「3　困難な問題を抱える女性等への支援」は、「困難女性支援法」に規定する、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「困難女性支援基本計画」という。）として、本計画の改定により新たに位置付けるものです。

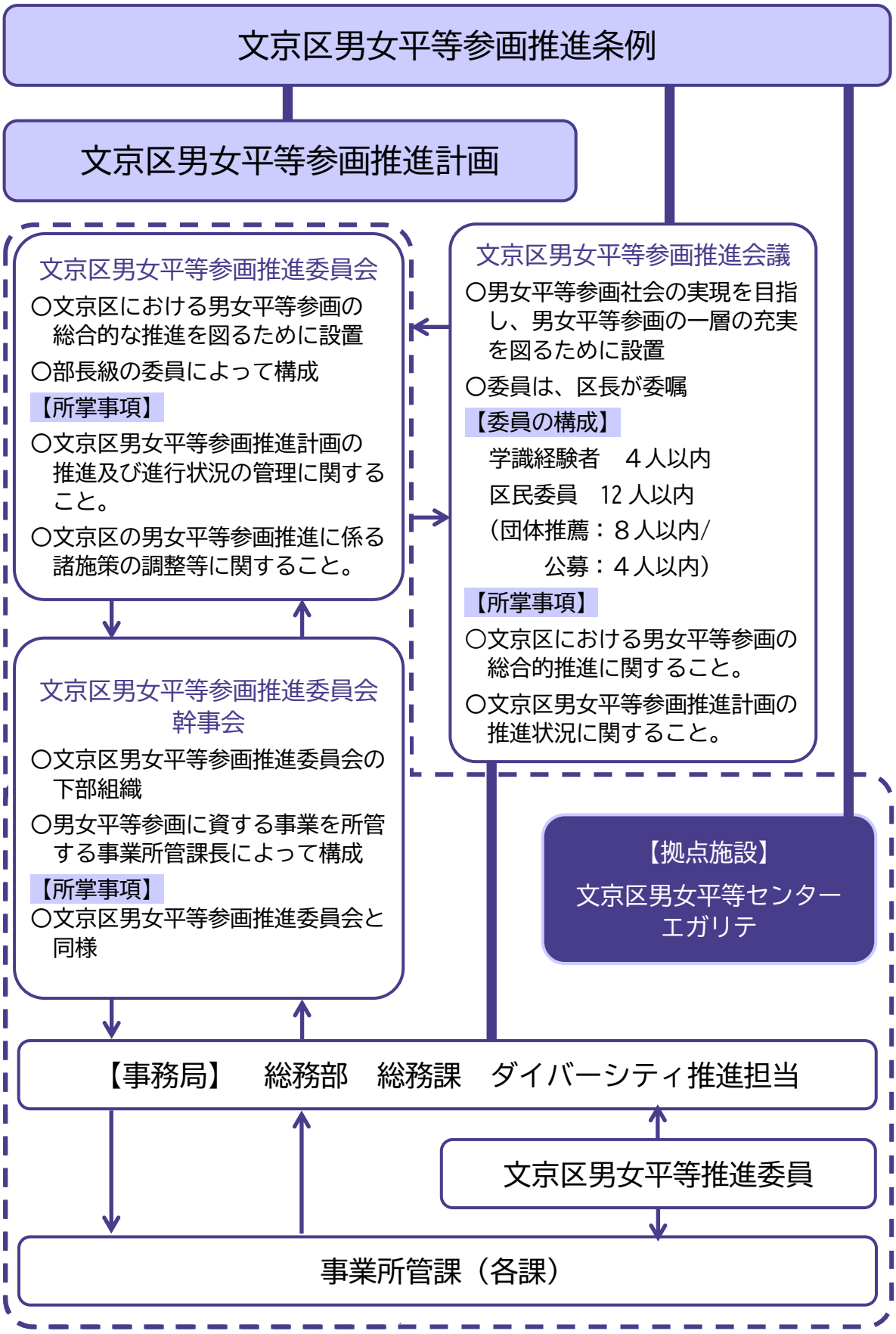
■ この計画は、区民参画の方針に基づき、文京区男女平等参画推進会議の提言を尊重し、区民の意見や要望を取り入れて改定しています。

【計画期間】

本計画は、令和9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの5年間を計画期間として、毎年度進捗を確認し、令和 13（2031）年度に見直しを行います。



3　文京区における男女平等参画の推進体制



第2章　計画策定の背景

1　社会情勢

（1）持続可能な開発目標「SDGs」

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す 17 の国際目標です。女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進する上で欠かせないことから、17 のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。国連の諮問機関「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」（SDSN）は6月に世界各国のSDGsの達成度を評価した報告書を発表しました。日本のSDGs達成度は169か国中20位で、前年（167 か国中 19位）から 1 ランク下げ、17 目標のうち、ジェンダー平等などの4つの目標が最低評価を受けました。全体的な順位ではアジア諸国の中では引き続きトップですが、G7 諸国の中では中位から下位に位置し、依然としてジェンダー平等が大きな壁となっています。

（2）ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム（WEF）が平成18年から毎年公表している、「男女の格差（ギャップ）」を数値化した指標の一つです。「女性がどれだけ活躍している」ではなく、「男性と比べてどれだけ平等か」を測るのが特徴とされています。令和8年9月に発表された最新ランキングで、日本は 145か国中 117位でした。前年から一つ順位を上げたものの、G7諸国の中では最下位が続いており、G7 で唯一 100 位圏外となっています。日本の特徴は、分野によって極端な差があることです。教育、健康では世界トップクラスの平等を実現している中、政治参画、経済参画に関しては日本全体の順位を大きく押し下げています。政治参画では、女性初となる総理大臣の誕生により指数の改善は見られましたが、いまだ国会議員や閣僚の女性割合等に偏りが見られること、経済参画では、賃金の男女格差、管理職の女性の割合が大きな課題となり、スコアに悪影響を与えました。

2 国の動き

（1）「第6次男女共同参画基本計画」の策定

第6次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第6次男女共同参画基本計画の構成

政策領域等		重点的に取り組む個別分野
Ⅰ	男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現	① ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
		② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③ 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
		④ 生涯を通じた男女の健康への支援
		⑤ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
		⑥ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
		⑦ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑧ 防災・復興における男女共同参画の推進
Ⅱ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化	⑨ 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
		⑩ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑪ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
Ⅲ	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化	・国内の推進体制の充実・強化 ・男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

（2）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の改正・公布

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、相談体制の整備等が求められるようになりました。（令和7年6月 11 日公布・令和8年 10 月1日施行予定）

（3）「次世代育成支援対策推進法」の改正

男性育休促進や働き方改革を通じて、子育てしやすい社会の実現を目指すものとして、法律の有効期限が令和 17 年3月 31 日まで延長され、企業の子育て支援の取組が強化されました。一般事業主行動計画では、男性育休取得率や労働時間の状況把握と、これに基づく数値目標の設定が義務化され、計画の実効性が高められています。また、「くるみん」などの認定制度も見直され、男性育休取得率の基準引上げや労働時間に関する基準の改善、女性有期雇用労働者の育休等取得率の追加など、実質的な取組を行う企業がより適切に評価される仕組みとなりました。（令和6年5月 31 日改正・公布・令和7年4月1日から段階施行）

（4）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正

「育児・介護休業法」の改正により、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を整備するための制度が大幅に強化され、令和7年4月及び 10 月から段階的に施行されることとなりました。今回の改正は、男性の育児休業取得促進や介護離職の防止、さらに柔軟な働き方の実現を目的としています。

育児分野では、令和7年4月から「子の看護休暇」の対象が拡大され、取得可能な子の年齢が従来の「小学校就学前」から「小学校3年生修了まで」へと広がりました。

また、学級閉鎖や学校行事など、取得理由も拡大されました。

さらに、残業免除の対象年齢も「3歳未満」から「小学校就学前」までに拡大され、より長い期間にわたり柔軟な働き方が可能となります。

加えて、3歳未満の子を育てる労働者がテレワークを選択できるよう、企業に対して努力義務が課されました。

介護分野では、介護休暇の対象範囲が広がるとともに、企業に対して介護離職を防ぐための雇用環境整備が義務化されます。

また、介護を行う労働者がテレワークを利用できるようにする努力義務が新たに設けられ、介護と仕事の両立を支援する体制が強化されました。介護が必要となった労働者に対しては、企業が制度の説明や意向確認を個別に行うことも義務化されます。

さらに、令和7年 10 月からは、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者に対し、企業が柔軟な働き方を提供することが義務付けられます。具体的には、始業時刻の変更、テレワーク、企業内保育所の設置、子育て目的の特別休暇、短時間勤務制度のうち、少なくとも2つ以上を整備する必要があります。

また、妊娠・出産時及び子が3歳になるまでの間に、企業が労働者へ制度説明と意向確認を行うことも義務化されました。（令和6年5月 31 日改正、令和7年4月1日から段階施行）

（5）「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行

教育職員等による児童生徒への性暴力やわいせつ行為（児童生徒性暴力等）を防止し、被害を受けた児童生徒を保護するための法律で、児童生徒の尊厳と権利利益を守ることを目的としています。この法律は、性暴力の定義を明確にし、学校内外での防止策、早期発見、迅速な対応、そして性暴力を行った教職員への厳格な処分（懲戒免職など）、免許失効後の再免許付与に関する特例などを定めており、関係機関が連携して総合的に対策を進めることを義務付けています。（令和3年6月4日公布・令和4年4月1日施行）

（6）「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」の公布

教育・保育等の現場で、こどもに接する立場にある教員等による、児童を対象とした性暴力等の防止措置を講じることが義務付けられました。対象となるのは、学校設置者等や、一定の基準を満たし、国の認定を受けた学習塾や認可外保育施設などの民間教育保育等事業者です。対象事業者には、従事者の性犯罪歴の確認（犯罪事実確認）、こどもとの面談や相談体制の整備、研修の実施などの防止措置が義務付けられ、また被害児童等を適切に保護することなどが責務とされました。（令和6年6月 26日公布・令和8年 12 月 25 日施行予定）

（7）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の施行

困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、福祉の増進を図るため、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。（令和4年5月 25 日公布、令和6年4月1日施行）

（8）「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の施行

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称を改め、貧困の解消を目指す法律として、こどもが貧困によって適切な養育・教育・医療を受けられない状況を防ぐことを明確にし、孤立防止や体験機会の確保など、こどもの権利を重視した内容へと強化されました。国と自治体はこどもの権利を守りつつ、貧困解消に向けた施策をより総合的に進めることが義務付けられました。（令和6年6月 26 日公布、令和6年9月 25 日施行）

（9）「こども基本法」の施行

こどもに関する施策を総合的に進めるための初めての基本法として、憲法や児童の権利条約の理念を踏まえ、こどもの権利保障や最善の利益の確保、意見表明の機会の保障などを法的に明確化し、国・自治体・社会全体が取り組む、こども施策の基本的な方向性が示されました。法律の施行と同時に、こども家庭庁が設置され、国の施策を一元的に調整する体制を整え、国にはこども施策の基本方針となる「こども大綱」の策定を義務付け、こどもや子育ての当事者の意見を政策に反映する仕組みも法定化されました。（令和4年6月 22 日公布、令和5年4月1日施行）

（10）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（令和5年・令和7年改正）

保護命令の対象を精神的DV被害者にも拡大、命令の有効期間の伸長、電話等禁止命令の対象行為にSNS・位置情報取得等も追加、被害者の子への電話等禁止命令創設、違反時の罰則強化で、精神的暴力への対応強化と保護の実効性向上が図られました。（令和5年5月 19 日公布、令和6年4月1日施行）

また、紛失防止タグの位置情報を取得する行為、紛失防止タグを取り付ける行為等が、接近禁止命令等における禁止行為に追加されました。（令和7年12月10日公布、令和7年12月30日施行）

（11）「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の施行

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性について国民の理解を深め、だれもが尊重され、共生できる社会の実現を目指すことを目的としています。不当な差別はあってはならないという認識の下、国や地方公共団体、事業主などが理解促進のための施策を進めることを定めています。（令和5年6月 23 日公布、施行）

（12）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正と期限延長

「女性活躍推進法」が改正され、これまで従業員数 301 人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101 人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても 101 人以上の企業に公表が義務付けら

れました。

また、令和8年3月 31 日までとなっていた「女性活躍推進法」の有効期限を令和 18 年3月 31 日まで、10 年間延長することになりました。（令和7年6月 11 日公布、令和8年4月1日等施行）

（13）「独立行政法人男女共同参画機構法及び独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行

「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行を円滑にし、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする関連法規に必要な改正を加え、独立行政法人男女共同参画機構（旧国立女性教育会館）が効果的に業務を行えるようにするための法律です。この法律により、「男女共同参画社会基本法」第 18 条が改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携・協働を促進する拠点」として法的に位置付けられ、その機能強化が図られました。（令和7年6月 27 日公布、令和8年4月1日等施行）

3 都の動き

（1）「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」が改定され、すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を目指すとしています。（令和8年7月策定）

（2）「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の改正

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設に伴い、一部改正されました。この改正により、LGBTQ＋当事者が暮らしやすい環境整備が進み、都職員共済組合などでも制度が適用され、多様な人々が尊重される社会を目指す動きが加速しています。（令和4年 11 月1日改正、令和4年 11 月1日等施行）

（3）「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（令和5年度～9年度」の策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5

条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本方針として性的マイノリティ当事者に寄り添う、多様な性に関する相互理解を一層推進する、東京に集うだれもが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指すことが掲げられています。（令和5年3月策定）

（4）「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（令和6年度～10 年度）」の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現を目指すことが掲げられています。（令和6年3月策定）

（5）「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」の制定

東京都は、だれもが生き生きと暮らす社会の実現に向け、雇用・就業分野において、女性がその個性や能力を発揮できる環境の整備を一層推進するための条例を制定しました。（令和8年7月1日施行）

4　文京区の取組

（1）文京区男女平等参画推進計画の策定

文京区では、区の実態に即した女性施策に関する計画の策定が必要であるという考えから、昭和 54（1979）年に区民、区議会代表、学識経験者で構成される「文京区婦人会議」を設置し 、「文京区婦人行動計画」を策定しました。

昭和 63（1988）年には、「文京区婦人行動計画」について、社会情勢の変化に伴う見直しを行い 、平成6（1994）年には、国の計画に先がけて、新たに「性別の枠にとらわれない男女共生社会の実現」という新たな視点を盛り込んだ「文京区女性行動計画」を策定しました。

平成 13（2001）年7月には、それまで主に女性を施策の対象としてきた計画について全面的な見直しを行い、「文京区男女平等参画推進計画」を策定しました。これ以降、社会情勢の変化などを踏まえ、5年ごとに計画を改定しています。

（2）文京区男女平等センター エガリテの設置

昭和 61（1986）年に 、区民に女性問題に関する学習及び交流の機会並びに活動の場を提供することにより女性の地位向上に資することを目的とした「文京区婦人センター」を開設しました。平成3（1991）年には「文京区婦人センター」を「文京区女性センター」 と改称し、区内女性団体の横断的組織である文京区女性団体連絡会に同センターの管理・運営を委ねる自主管理方式を導入しました。

平成 13（2001）年7月の「文京区男女平等参画推進計画」の策定によって、女性施策から男女平等参画施策へと施策の幅が広がったことを受け、平成 14（2002）年4月、それまでの「文京区女性センター」を「文京区男女平等センター」と改称し、男女平等参画を推進する施設となりました。

令和 7（2025）年3月から大規模改修工事のため休館し、令和 8（2026）年6月に、公募により決定した愛称を冠し「文京区男女平等センター エガリテ」としてリニューアルオープンしました。

なお、区の指定管理者制度の導入に伴い、平成 18（2006）年4月より、文京区男女平等センターは、指定管理者として文京区女性団体連絡会が管理・運営をしています。

（3） 文京区男女平等推進条例の制定

平成 25（2013）年に、「文京区男女平等参画推進条例」を制定しました。この条例では、7つの基本理念や、性別に起因する人権侵害（①配偶者等からの暴力、②セクシュアル・ハラスメント、③性的指向・性自認に起因する差別、④その他性別に起因する人権侵害）の禁止の明記、 男女平等推進のために区が行う6つの基本的施策等を定めています。

（4） 区職員及び教職員に対する「性自認および性的指向に関する対応指針」の策定

平成 29（2017）年3月には文京区男女平等参画推進条例を踏まえ、区の職員や教職員等の性の多様性に対する理解を深めるために「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、以後この指針を基に研修等を実施しています。令和3年3月にはこの指針の改定を行い、令和2年4月に開始した「文京区パートナーシップ宣誓制度」や、「SOGIハラ」や「アウティング」といった事項の解説を加えました。

（5）文京区パートナーシップ宣誓制度の開始

令和2（2020）年4月から、区は、だれもが性別にかかわりなく、いきいきと安心して暮らすことが出来る社会の実現に向け、多様な性への理解を促す取組の一つとして、人生のパートナーとしてお互いに協力し、共同生活を続けることを約束した同性のお二人のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。

（6）文京区男女平等参画推進計画の改定に当たって

令和7（2025）年9月には、男女平等に関する区民の意識・意向及び生活実態を把握するために調査を実施し、その調査結果を「文京区男女平等に関する区民調査報告書」にまとめました。

今回の「文京区男女平等参画推進計画」の改定は、こうした近年の法制度の変化や政策進展の背景と区民意識調査の結果等を踏まえたものです。

【文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（調査の概要）】

1　調査の方法

（1）調査地域：文京区全域

（2）調査対象：満 18 歳以上の区内在住者 3,000 人

（3）抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

（4）調査方法：【配布】郵送

【回収】郵送又は回答用ウェブサイト

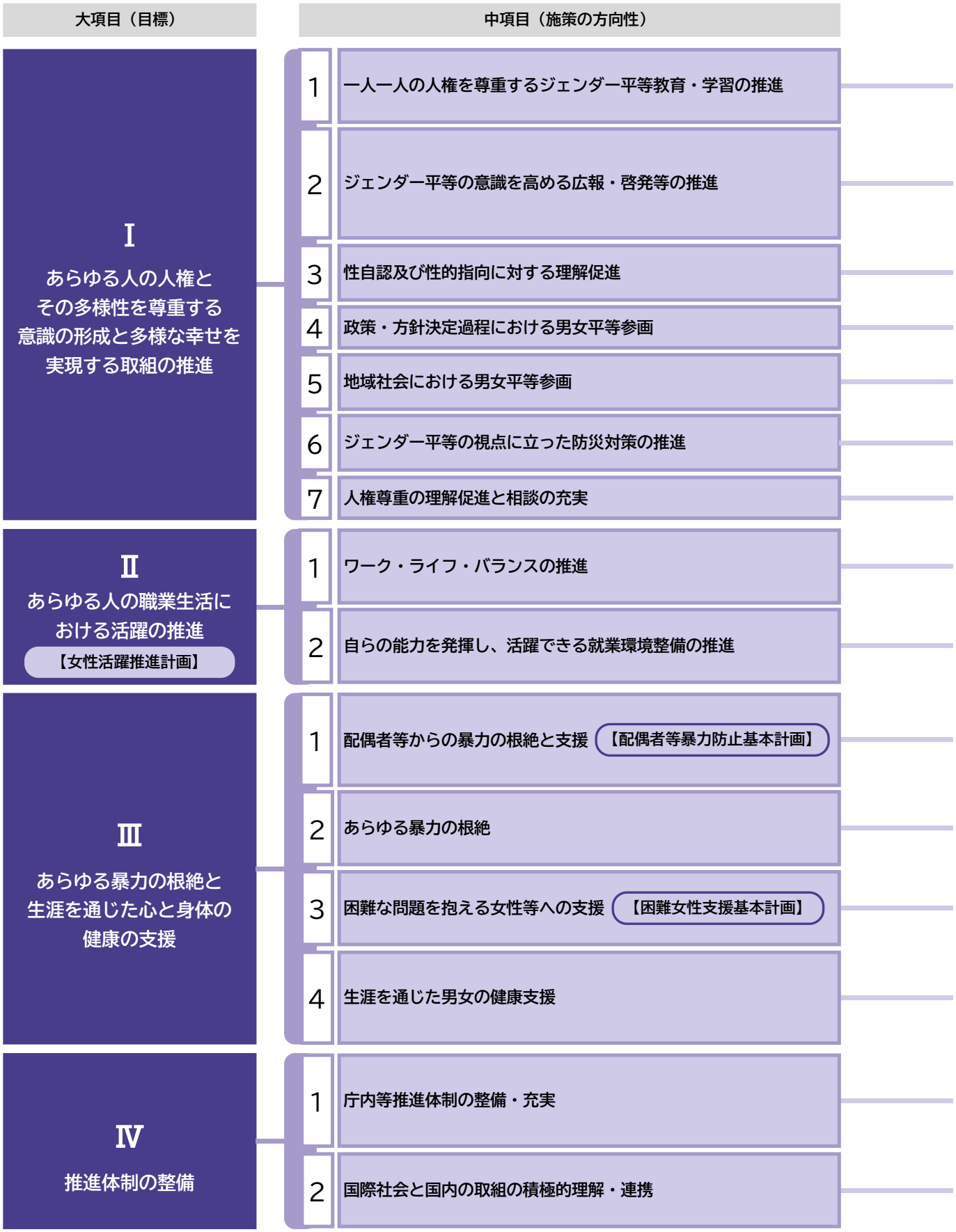
（5）調査期間：令和7年9月5日（金）から9月 25 日（木）まで

2　回収結果

配布数（票）	有効回収数（票）	有効回収率
3,000件	886件	29.5%

第3章　計画の体系

1　計画の体系


大項目（目標）
中項目（施策の方向性）
Ⅰ
あらゆる人の人権と
その多様性を尊重する
意識の形成と多様な幸せを
実現する取組の推進
1
一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進
2
ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進
3
性自認及び性的指向に対する理解促進
4
政策・方針決定過程における男女平等参画
5
地域社会における男女平等参画
6
ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進
7
人権尊重の理解促進と相談の充実
Ⅱ
あらゆる人の職業生活に
おける活躍の推進
【女性活躍推進計画】
1
ワーク・ライフ・バランスの推進
2
自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進
Ⅲ
あらゆる暴力の根絶と
生涯を通じた心と身体の
健康の支援
1
配偶者等からの暴力の根絶と支援
【配偶者等暴力防止基本計画】
2
あらゆる暴力の根絶
3
困難な問題を抱える女性等への支援
【困難女性支援基本計画】
4
生涯を通じた男女の健康支援
Ⅳ
推進体制の整備
1
庁内等推進体制の整備・充実
2
国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

P21

小項目（施策）
（１）幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進 （２）生涯学習における学びの機会提供の推進 （３）理工系分野で活躍する女性の人材育成
（１）固定的な性別役割意識やアンコンシャス･バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実 （２）あらゆる機会を活用した広報 （３）関係機関･団体等を通じた大学生・若年層へのＳＮＳ等による情報発信と、メディア･リテラシーの推進
（１）多様な性に関する理解促進 （２）当事者等による相談場所や交流の機会の提供
（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進
（１）地域活動への参画のための活動支援 （２）男女平等センター エガリテを拠点とした推進
（１）ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障(ＷＰＳ)」の視点に立った災害時対応 （２）避難所の設備･運営等への女性やＬＧＢＴＱ等当事者の意見反映
（１）啓発、相談機能の充実
（１）男性が家事･育児･介護に主体的にかかわる取組の推進 （２）共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援 （３）ワーキングケアラー等への支援
（１）働きやすい職場環境の整備･支援と職場文化の醸成 （２）女性の就労･再就職、起業、リスキリング等への支援 （３）多様で柔軟な働き方の支援
（１）配偶者等からの暴力の防止と啓発 （２）早期発見と相談体制の充実 （３）被害者の保護から自立･生活再建を支援する体制の整備 （４）児童等への虐待の防止と支援
（１）こども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応 （２）様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応 （３）性の商品化とメディア、インターネット、ＳＮＳ上における性・暴力表現への対応
（１）関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実 （２）困難女性支援に対する相談支援機能の強化 （３）各種支援制度の整備
（１）性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル･リプロダクティブ･ヘルス/ライツ)とプレコンセプションケアとの普及･啓発 （２）保健指導・健康診査の充実 （３）仕事と健康課題の両立支援
（１）文京区男女平等参画推進条例の推進 （２）計画の推進と評価体制の確立 （３）区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成 （４）苦情申立て制度の運用
（１）国際社会の取組との連携 （２）国連持続可能な開発のための2030アジェンダ(ＳＤＧｓ)、ＵＮ Ｗｏｍｅｎとの連携 （３）国･都･大学･企業･民間団体との連携の強化

2　計画事業の一覧

大項目　Ⅰ　あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進

中項目　施策の方向性	小項目　施策	計画事業
1　一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進	(1)幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進	1　性別に関わらない名簿の作成 2　学習指導の充実 3　生徒指導の充実 4　女子生徒・学生のキャリア教育を含めたＳＴＥＭ教育の充実 5　性教育の充実
	(2)生涯学習における学びの機会提供の推進	6　学習の機会の充実 7　図書館における関連情報の充実 8　男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実 9　男女平等センター　エガリテ資料コーナーの充実
	(3)理工系分野で活躍する女性の人材育成	(再掲4)女子生徒・学生のキャリア教育を含めたＳＴＥＭ教育の充実 (再掲8)男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実 (再掲9)男女平等センター　エガリテ資料コーナーの充実
2　ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1)固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実	10　男女平等参画啓発事業の充実 11　アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施 12　教職員・保育園職員等への啓発 13　学齢期の保護者等への意識啓発 14　地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 15　メディア・リテラシーの育成 (再掲8)男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実 (再掲9)男女平等センター　エガリテ資料コーナーの充実
	(2)あらゆる機会を活用した広報	16　広報活動の充実 17　男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成 18　区民意識調査の実施
	(3)関係機関・団体等を通じた大学生・若年層へのＳＮＳ等による情報発信と、メディア・リテラシーの推進	19　防犯リテラシー啓発事業 (再掲8)男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実 (再掲15)メディア･リテラシーの育成
3　性自認及び性的指向に対する理解促進	(1)多様な性に関する理解促進	20　性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供 21　パートナーシップ宣誓制度の関する取組 22　区職員･教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発 (再掲10)男女平等参画啓発事業の充実
	(2)当事者等による相談場所や交流の機会の提供	23　男女平等センター　エガリテにおける相談事業の充実 (再掲20)性自認･性的指向に関する相談場所･情報共有の場の提供
4　政策・方針決定過程における男女平等参画	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	24　参画のための学習機会の充実 25　広聴活動の充実とパブリックコメントの実施 26　委員会・審議会等への区民参画制度の充実 27　委員会・審議会等への男女平等参画の推進

5　地域社会における男女平等参画	(１)地域活動への参画のための活動支援	28 地域の助け合い活動の支援 29 地域活動団体への支援 30 区民の地域活動への参加の支援 31 地域における防災活動の推進 (再掲14)地域活動団体への男女平等参画の働きかけ
	(２)男女平等センター エガリテを拠点とした推進	32 男女平等センター エガリテにおける団体活動の支援 33 文京区女性団体連絡会活動への支援 34 各種団体の相互交流の促進 35 男女平等センター エガリテの周知 (再掲８)男女平等センター エガリテにおける学習機会の充実 (再掲９)男女平等センター エガリテ資料コーナーの充実 (再掲23)男女平等センター エガリテにおける相談事業の充実
6　ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	(１)ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障(ＷＰＳ)」の視点に立った災害時対応	36 災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 37 妊産婦・乳児救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携 38 女性・こどもの二次的な避難所の開設 39 避難所運営における女性やＬＧＢＴＱ等当事者への配慮
	(２)避難所の設備・運営等への女性やＬＧＢＴＱ等当事者の意見反映	(再掲31)地域における防災活動の推進 (再掲39)避難所運営における女性やLGBTQ等当事者への配慮
7　人権尊重の理解促進と相談の充実	(１)啓発、相談機能の充実	40 人権を尊重する意識の啓発 41 各種相談業務の充実 42 相談担当者への啓発及び研修の実施 (再掲23)男女平等センター エガリテにおける相談事業の充実

大項目　Ⅱ　あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

中項目 施策の方向性	小項目 施策	計画事業
1　ワーク・ライフ・バランスの推進	(１)男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進	43 男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施 44 両親学級の開催
	(２)共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援	45 子育て情報提供の充実 46 一時保育事業 47 こども医療費の助成 48 乳幼児健康診査の実施 49 文京区版ネウボラ事業 50 保育園の相談機能の充実 51 妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施 52 子育てひろば事業 53 親子ひろば事業 54 ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成 55 ベビーシッター利用料助成 56 おうち家事・育児サポート事業 57 保育園情報の提供 58 保育園障害児保育 59 区立幼稚園の認定こども園化 60 区立幼稚園等の預かり保育 61 地域型保育事業 62 病児・病後児保育事業

		63 児童館の運営 64 放課後児童健全育成事業 65 放課後全児童向け事業 66 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 67 ショートステイ事業･トワイライトステイ事業 (再掲43)男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施 (再掲44)両親学級の開催
	(３)ワーキングケアラー等への支援	68 介護保険制度の促進 69 介護保険外のサービスの充実 70 障害福祉サービス等の充実 71 障害者総合支援法･児童福祉法外のサービスの充実 72 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業 73 多様な働き方や法制度の情報提供・啓発
２　自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	(１)働きやすい職場環境の整備・支援と職場文化の醸成	74 労働相談や労働条件等の男女平等の促進をＰＲする体制の充実 75 労働関係セミナーの実施 76 中小企業サポートブックの提供 77 中小企業におけるワーク･ライフ･バランスの推進 78 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備 79 文京区女性のエンパワーメント原則(ＷＥＰｓ)推進事業所の登録 80 各労働行政機関との連携
	(２)女性の就労・再就職、起業、リスキリング等への支援	81 女性の就労に関する支援 82 就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職面接会等の実施 83 創業者への支援 84 ひとり親家庭への支援 (再掲74)労働相談や労働条件等の男女平等の促進をＰＲする体制の充実
	(３)多様で柔軟な働き方の支援	85 非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施 86 内職あっせん相談業務の充実 (再掲76)中小企業サポートブックの提供 (再掲77)中小企業におけるワーク･ライフ･バランスの推進 (再掲73)多様な働き方や法制度の情報提供・啓発

大項目　Ⅲ　あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

中項目　施策の方向性	小項目　施策	計画事業
１　配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(１)配偶者等からの暴力の防止と啓発	87 ＤＶ防止に向けた意識啓発の推進 88 区職員・教職員等への周知・研修 89 暴力の根絶を訴える事業の実施 90 女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知
	(２)早期発見と相談体制の充実	91 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援に向けた関係機関等の連携 92 ＤＶ被害者への支援策の周知 93 相談事業の連携 94 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
	(３)被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備	95 被害者への支援 96 母子･女性緊急一時保護事業の実施 97 ＤＶ被害を受けたこどもへの支援 98 被害者の自立支援 99 犯罪被害者支援ネットワークとの連携

	(４)児童等への虐待の防止と支援	100 児童虐待防止対策の充実 101 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲97)ＤＶ被害を受けたこどもへの支援
２　あらゆる暴力の根絶	(１)こども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応	102 こどもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携 103 若年層に対するデートＤＶ防止に関する周知及び意識啓発の推進 104 こども･若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 105 セクシュアル･ハラスメント、スクール･ハラスメント、マタニティ･ハラスメント、パタニティ･ハラスメント等に関する意識啓発の推進
	(２)様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応	106 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲99)犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (再掲105)セクシュアル･ハラスメント、スクール･ハラスメント、マタニティ･ハラスメント、パタニティ･ハラスメント等に関する意識啓発の推進
	(３)性の商品化とメディア、インターネット、ＳＮＳ上における性･暴力表現への対応	107 青少年有害情報への対応 108 消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応 (再掲10)男女平等参画啓発事業の充実 (再掲15)メディア･リテラシーの育成
３　困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】	(１)関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実	109 困難女性支援に対する相談支援機能の強化 110 民間団体等との協働による事業の実施
	(２)困難女性支援に対する相談支援機能の強化	111 相談支援機能の強化 112 相談窓口の周知と支援に関する普及啓発
	(３)各種支援制度の整備	113 母子及び父子福祉資金の貸付の実施 114 母子生活支援施設における母子保護の実施 115 母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施 116 こどもの貧困対策 (再掲20)性自認･性的指向に関する相談場所･情報共有の場の提供 (再掲84)ひとり親家庭への支援 (再掲72)ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業 (再掲41)各種相談事業の充実
４　生涯を通じた男女の健康支援	(１)性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル･リプロダクティブ･ヘルス/ライツ)とプレコンセプションケアの普及･啓発	117 セクシュアル･リプロダクティブ･ヘルス/ライツに関する啓発の促進 118 妊娠・産じょく期の支援 119 エイズ・性感染症対策の推進 120 不妊治療の支援 (再掲５)性教育の充実
	(２)保健指導・健康診査の充実	121 健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実 122 健康診査・がん検診の実施
	(３)仕事と健康課題の両立支援	123 女性の健康課題に関する啓発の実施 (再掲117)セクシュアル･リプロダクティブ･ヘルス/ライツに関する啓発の促進 (再掲121)健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実

大項目　Ⅳ　推進体制の整備

中項目　施策の方向性	小項目　施策	計画事業
1　庁内等推進体制の整備・充実	(１)文京区男女平等参画推進条例の推進	124 文京区男女平等参画推進条例の周知
	(２)計画の推進と評価体制の確立	125 男女平等参画推進会議の運営 126 男女平等参画推進委員会の運営 127 男女平等推進委員連絡会の運営 128 計画評価と重点項目の指定 (再掲17)男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成
	(３)区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成	129 区職員に対する意識啓発の推進 130 職務分担における固定的性別役割分担の是正 131 印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み 132 区職員に対する出産・育児・介護に係る休暇・休業制度の普及・啓発 133 セクシュアル･ハラスメント、マタニティ･ハラスメント、パタニティ･ハラスメント防止策の充実 134 女性職員の管理監督職登用の推進
	(４)苦情申立て制度の運用	135 苦情申立制度の運用
2　国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	(１)国際社会の取組との連携	136 ＵＮ Ｗｏｍｅｎとの連携 137 国際機関との連携協力
	(２)国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ（ＳＤＧｓ）、ＵＮ Ｗｏｍｅｎとの連携	138 持続可能な開発のための2030アジェンダ（ＳＤＧｓ）の周知 (再掲79)文京区女性のエンパワーメント原則(ＷＥＰｓ)推進事業所の登録 (再掲136)ＵＮ Ｗｏｍｅｎとの連携
	(３)国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	139 国・都・他自治体に対する要望・連携 140 公共機関との連携の強化 141 大学・企業・民間団体との連携の強化 (再掲４)女子生徒・学生のキャリア教育を含めたＳＴＥＭ教育の充実 (再掲35)災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 (再掲79)文京区女性のエンパワーメント原則(ＷＥＰｓ)推進事業所の登録 (再掲89)暴力の根絶を訴える事業の実施

3 施策の方向性に対する目標と成果指標

Ⅰ あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進

施策の方向性（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R7年度 51.1%	R13年度までに 70.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R7年度 14.6%	R13年度までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	『男は仕事、女は家庭』という考え方に対し、「そう思わない」人の割合	R7年度 68.6%	R13年度までに 80.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について内容を知っている人の割合	R7年度 29.5%	R13年度までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
3 性自認及び性的指向に対する理解促進	「SOGI」、「LGBT」の認知度	R7年度 「SOGI」 30.0% 「LGBT」 76.0%	R13年度までに 「SOGI」40.0% 「LGBT」90.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
4 政策・方針決定過程における男女平等参画	審議会等の男女比	R7年度 男性 62.3% 女性 37.7%	R13年度までに 男女いずれかの性が 40%未満 とならないこと。	
5 地域社会における男女平等参画	男女平等センター　エガリテの認知度	R7年度 37.8%	R13年度までに 60.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	地域活動や社会活動に参加していないと回答する人の割合	R7年度 60.2%	R13年度までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
6 ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	文京区防災会議における女性委員の割合	R7年度 18.5%	R13年度までに 30.0%	
	文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、防災士認証登録を受けた女性の割合	R7年度 30.4%	R13年度までに 30.0%未満 とならないこと。	
7 人権尊重の理解促進と相談の充実	男女平等センター相談室の相談件数	R7年度 1,258 件	R13年度 1,500 件	

Ⅱ　あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

施策の方向性（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（現状）について、『一致している』と回答する人の割合	R7年度 30.7%	R13年度 までに 40.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	女性が働き続けることについて、『仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている』と回答する女性の割合	R7年度 52.5%	R13年度 までに 40.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	職場における性別による待遇の格差について、『昇進・昇格に男女格差がある』と回答した人の割合	R7年度 23.4%	R13年度 までに 20.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	職場でリスキリングの支援が行われていると回答した人の割合	R7年度 18.5%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査

Ⅲ　あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

施策の方向性（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する研修や講習会の回数	R4から R7年度まで 17 回	R9から R13年度まで 30回	
	配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R7年度 25.7%	R13年度 までに 10.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	児童虐待に関する防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R7年度 17.6%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 あらゆる暴力の根絶	ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R7年度 14.6%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	インターネット上での誹謗（ひぼう）中傷の書き込み等の対策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R7年度 13.2%	R13年度 までに 20.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	デートDVについて内容を知っている人の割合	R7年度 45.4%	R13年度 までに 60.0%以上	文京区男女平等参画に関する区民調査
3 困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】	悩みや困りごとについて、『文京区の女性相談』をはじめとした区・行政機関の窓口相談を利用した女性の割合	R7年度 5.4%	R13年度 までに 7.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査

施策の方向性（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
4 生涯を通じた男女の健康支援	妊娠期に保健師等と面接する妊婦の割合	R7年度 95.4%	R13年度 までに 98.0%	保健医療計画
	子宮がん検診受診率	R7年度 51.6%	R13年度 までに 60.0%	保健医療計画
	乳がん検診受診率	R7年度 53.2%	R13年度 までに 60.0%	保健医療計画

Ⅳ　推進体制の整備

施策の方向性（中項目）	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 庁内等推進体制の整備・充実	女性の育児休業取得率 男性の育児休業取得率	R7年度 女性 100.0% 男性 95.8%	女性 100% 男性 100%	特定事業主行動計画
	男性の2週間以上の育児休業取得率	R7年度 100%	85%以上	特定事業主行動計画
	男性の出産協力休暇 7 日間の休暇取得率	R7年度 89.5%	100%	特定事業主行動計画
	係長級以上の女性の行政系職員（福祉職を除く。）の割合	R8年度 39.7%	45%	特定事業主行動計画
	文京区男女平等参画推進条例の認知度	R7年度 38.4%	R13年度 までに 50.0%以上	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	UN　Women との連携した取組	R4から R7年度 まで 15 回	R9から R13年度 までに 15 回	

第4章　計画事業とその考え方

Ⅰ　あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現するためには、一人一人がジェンダー平等の意識を高めるとともに、性の多様性や人権についてより深く理解することが重要です。

ジェンダー平等の障壁となる固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアス※1（無意識の思い込み）は、日常生活の中での慣習、しきたりや社会の中での意思決定といった場面などを中心に、今も根強く残っています。

また近年は、インターネットやSNS等を通じてジェンダーバイアス※2 を含む情報に触れる機会が増え、特に若年層への影響が懸念されています。そのため、幅広い年代を対象とした、固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けたジェンダー平等教育、学習の推進や広報・啓発が必要とされています。

あわせて、性の多様性への理解促進を進めるとともに、女性や LGBTQ 等当事者の視点にたった防災対策や、男女平等センター エガリテを拠点とした地域社会における男女平等参画の推進、だれもが安心して相談できる相談体制づくりをはじめとした人権啓発など、継続して取り組むべき課題は多岐にわたります。

こうした状況や、社会の動向、区民の声や男女平等参画推進会議での意見等を踏まえ、すべての人が個性と能力を発揮して、多様な幸せを実現できる社会を目指していきます。

※1 アンコンシャス・バイアス：自分自身では気づいていない「無意識の思い込みや偏見」
※2 ジェンダーバイアス：社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に対する固定観念や偏見

1　一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進

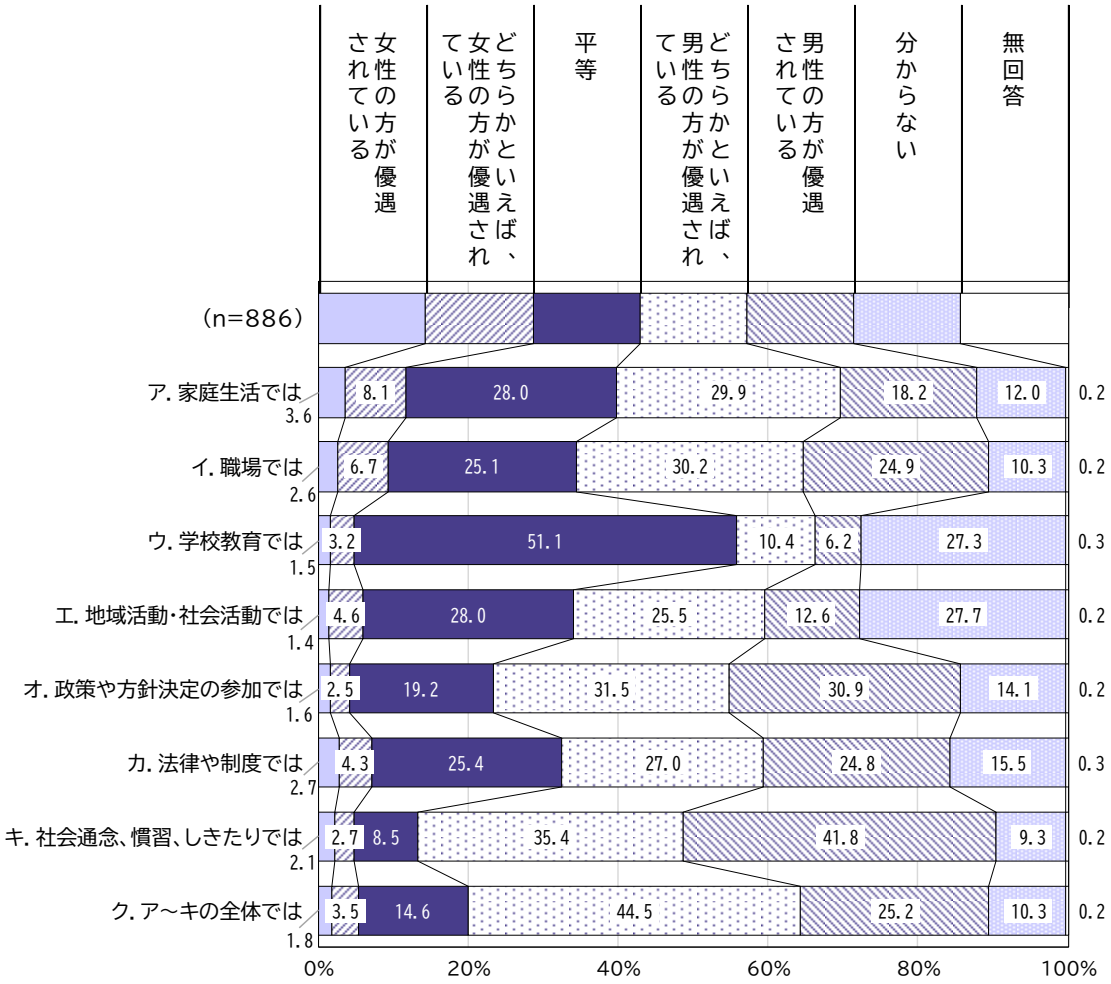
令和7年9月に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査（以下「区民調査」という。）によると、学校教育の場面では、家庭生活、職場等の場面に比べて、男女が平等であると感じている人が多くなっています（図 1-1-1）。

加えて、男女平等参画社会を実現するために区が力を入れるべきこととして、「学校における男女平等教育の推進」が上位に挙げられており、ジェンダー平等意識を醸成する環境として、教育の場が担う役割が大きいことがわかります（図 1-1-2）。

根強い固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けては、幅広い世代を対象とした啓発が必要です。生涯学習においても、男女平等参画に関する学びの機会を提供していきます。

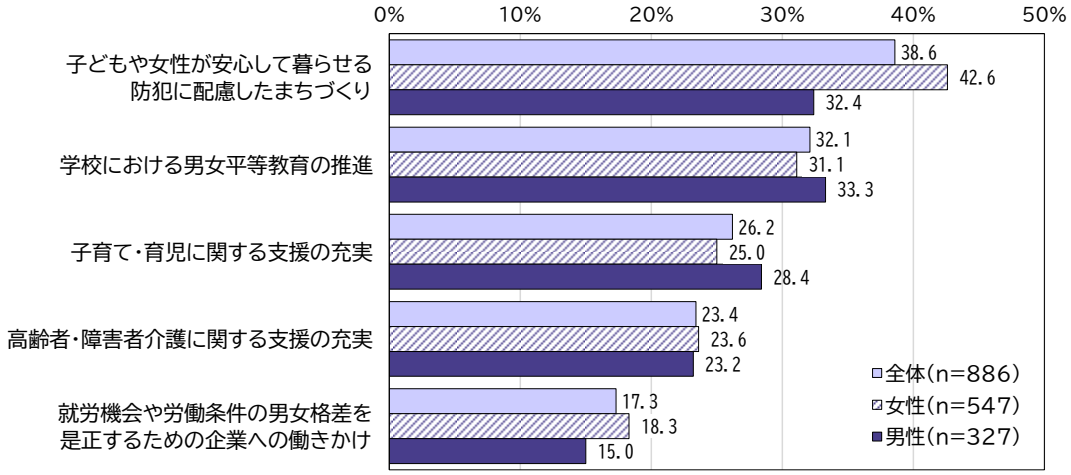
また、理工系分野で活躍する女性の人材育成のため、理学、工学分野への女性の関心を高め、将来像を提示して進路として選択しやすくなるような取組も進めていきます。

図 1-1-1　各場面における男女の地位の平等感（性別）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 1-1-2　男女平等社会を実現するために区が力を入れるべきこと（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進

性別にかかわりなく、一人一人が持つ個性や能力を尊重した学習や進路選択ができるよう、幼少期からの教育の場における学びの機会づくりを進めます。あわせて、発達段階に応じた性に関する学びを通じて、自己や他者を尊重し、望ましい人間関係を築く力を育んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を充実する。児童生徒の状況等に応じた生活指導を行うとともに、性別によらない職業観を醸成し、個々の能力と適性に応じた進路指導を充実する。	教育指導課
4	女子生徒・学生のキャリア教育を含めたSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に関するアンコンシャス・バイアスの解消や意欲促進に取り組むとともに、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター
5	性教育の充実	人権尊重を基盤に、人間関係、ジェンダーや多様性への理解、幸福など様々な視点から、発達段階に応じた性教育を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対し、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導・啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

（2）生涯学習における学びの機会提供の推進

ジェンダー平等や人権の尊重に関する理解を深め、正しい知識を身に付ける学びの機会を提供します。講座の開催曜日や時間帯等が偏らないよう配慮し、一時保育を実施するなど、働く世代や子育て世代にも参加しやすい学習環境をつくるとともに、男女平等参画に関連する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
6	学習の機会の充実	各種講座等を利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の保護者が積極的に講座等へ参加できるよう一時保育の提供やオンライン等の活用など工夫する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、ジェンダー平等学習を充実する。	関係課
7	図書館における関連情報の充実	男女平等参画に関連する書籍・資料等を広く収集・整理して提供する。	真砂中央図書館
8	男女平等センターエガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
9	男女平等センターエガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

（3）理工系分野で活躍する女性の人材育成

科学技術・学術分野の更なる進展のためには、多様な視点や発想を取り入れていくことが重要ですが、理学、工学分野の学生における女性の比率は少なく、研究者に占める女性の割合も国際的にみて低い水準となっています。理工系分野で活躍する女性の人材を育成するため、若年層やその保護者を対象に、理系分野に対する興味や関心、進路選択やキャリア形成に関わる情報の提供、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消を進める取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲4	女子生徒・学生のキャリア教育を含めたSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に関するアンコンシャス・バイアスの解消や意欲促進に取り組むとともに、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター
再掲8	男女平等センター エガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲9	男女平等センター エガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

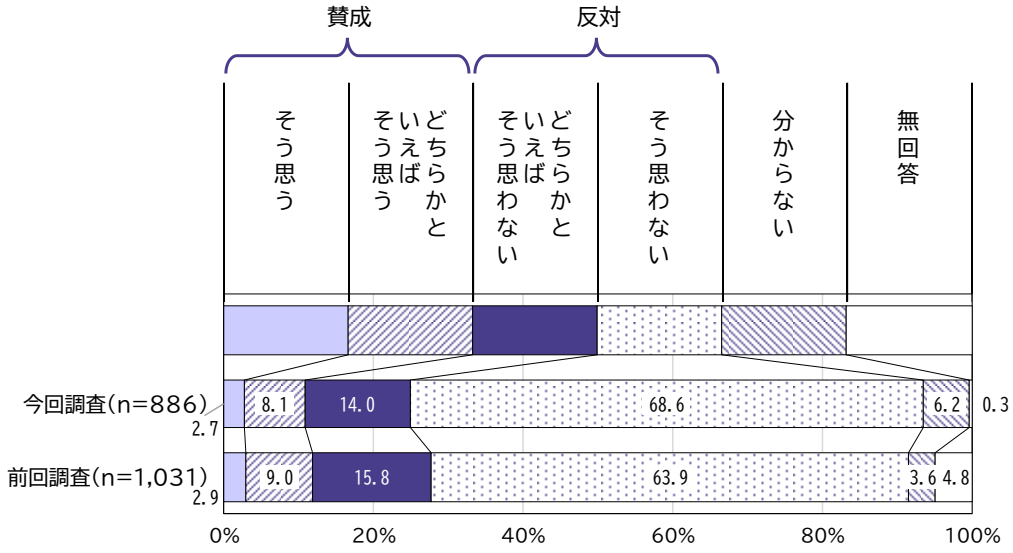
2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

区民調査からは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について８割の人が共感しないと回答するなど、固定的な性別役割意識の解消は進みつつあることがわかります（図 1-2-1）。

一方、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）という言葉の理解は十分に浸透しておらず、あらゆる機会を活用して広報、普及・啓発を実施し、ジェンダー平等の意識醸成を推進していくことが重要です（図 1-2-2）。

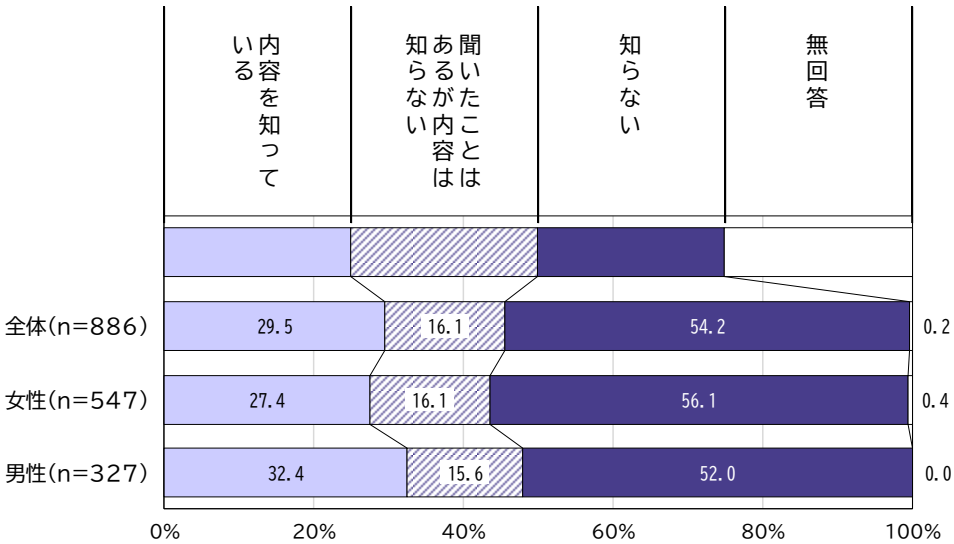
また、テレビ、インターネットや SNS など、多くの人の目に触れる情報のなかには、ジェンダーバイアスを含む表現がみられます。特に若年層に対して、正しい情報発信と、正しい情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を養う取組を行うことが必要です（図 1-2-3）。

図 1-2-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

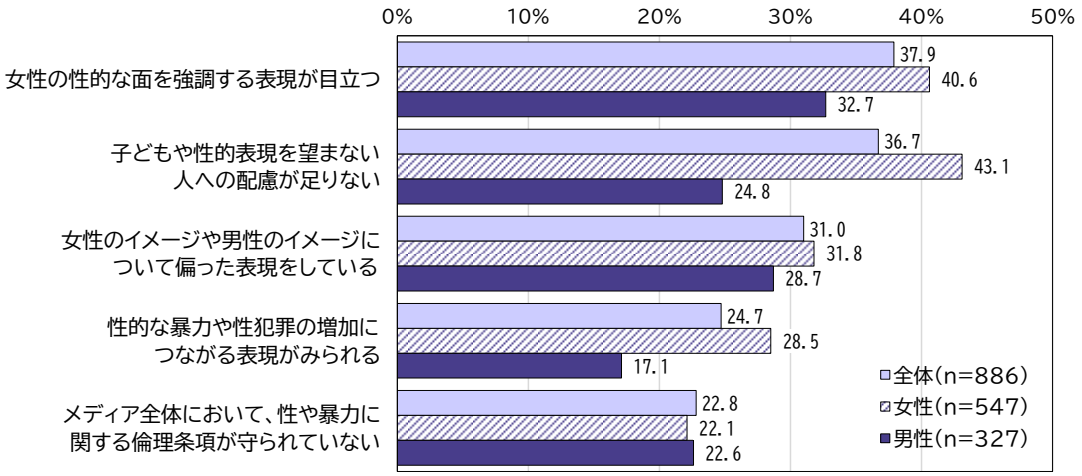
図 1-2-2 「アンコンシャス・バイアス」という言葉の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

P37

図 1-2-3 メディアにおける性や暴力表現についての考え（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実

固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消につながる各種事業を充実するとともに、教育機関や地域との連携を図りながら、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
11	アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施	アウェアネスリボンによる啓発活動を通じ、関係団体と各所管課との横断的な連携を深めた周知・啓発活動を行う。	・総務課 ・障害福祉課 ・こども若者政策課 ・こども家庭支援センター ・健康推進課 ・予防対策課
12	教職員・保育園職員等への啓発	年少期のこどもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員及び児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識や指導力を高める研修を実施する。	・総務課 ・幼児保育課 ・教育指導課 ・児童課 ・教育センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
13	学齢期の保護者等への意識啓発	家庭教育講座や各種の事業等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA等の保護者や青少年委員、学校等にジェンダー平等や個々の多様性を尊重する意識啓発の機会を設ける。	教育総務課
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課
再掲8	男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲9	男女平等センター　エガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

（2）あらゆる機会を活用した広報

区報やホームページ、各種SNS等を活用して、男女平等参画に関する取組や情報などを発信することで、区民や事業者等のジェンダー平等の理解を広げていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
16	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページ、各種SNS等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	・広報戦略課 ・総務課
17	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課
18	区民意識調査の実施	計画改定などの機会を捉え、男女平等参画に関する意識及び生活実態等の変化を明らかにするための調査を行う。	総務課

（3）関係機関・団体等を通じた大学生・若年層へのSNS等による情報発信と、メディア・リテラシーの推進

大学生や若年層にとって身近なSNS等を活用し、ジェンダー平等に関する正しい理解の普及や、情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）を育成し、インターネットやSNS等で発信されるジェンダーバイアスを含む誤った情報に惑わされないよう啓発していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	防犯リテラシー啓発事業	主に、区立中学生を対象に、情報リテラシー向上と犯罪被害防止を目的とした防犯講習会（防犯リテラシー啓発事業）を開催し、ゲーム形式で追体験することで、インターネット上のリスクや対処法を学び、防犯意識の向上を図る。	防災危機管理課
再掲8	男女平等センター　エガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

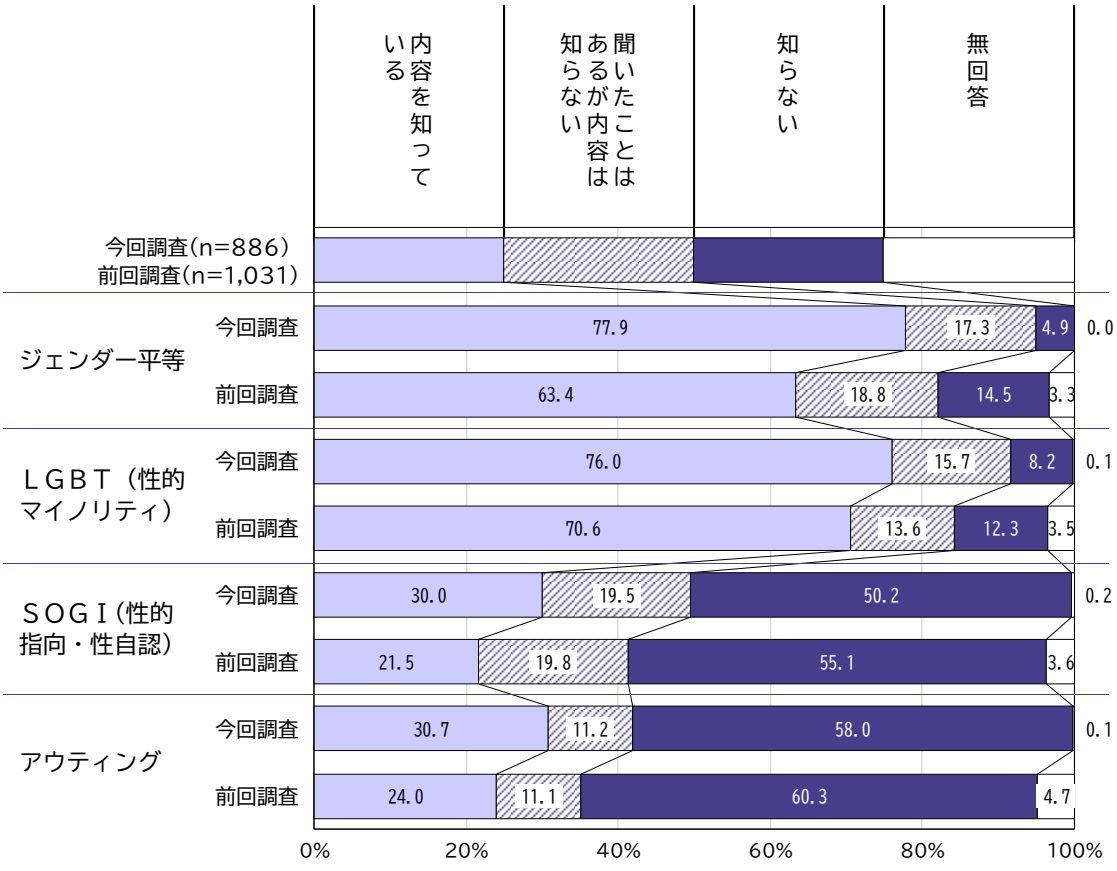
3　性自認及び性的指向に対する理解促進

区民調査によると、「LGBTQ」、「SOGI」、「アウティング」といった、多様な性自認に関係する用語の認知度は向上しています（図 1-3-1）。

一方、LGBTQ 等の人たちが暮らしやすい社会になるために必要なこととしては、周囲の理解や偏見・差別の解消、教育現場での普及・啓発が必要であるという意見が多く、引き続き、性の多様性に関する理解促進が重要です。（図 1-3-2）

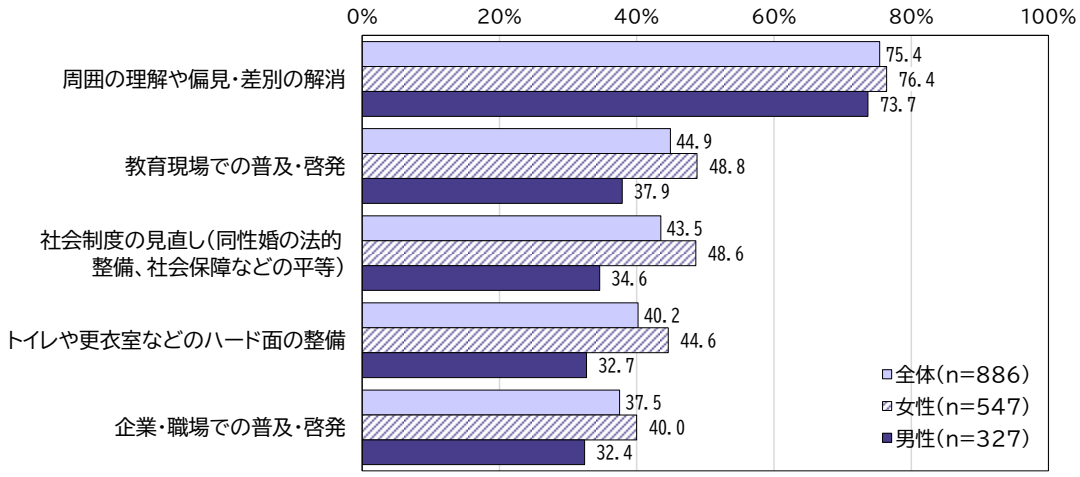
また、相談場所・情報共有の場の提供や、当事者同士・支援者が交流できる機会の確保など、当事者等が悩みや不安を一人で抱えないよう、体制づくりを進めていくことが求められています。

図 1-3-1　ジェンダー平等等用語の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 1-3-2 LGBTQ等の人たちが暮らしやすい社会になるために必要なこと（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）多様な性に関する理解促進

多様な性自認や性的指向に関する正しい知識を持ち、LGBTQ等当事者に対する理解を深め、偏見や差別を無くしていく取組を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
20	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
21	パートナーシップ宣誓制度の関する取組	パートナーシップ宣誓制度について、区民や関係機関に制度内容を周知し、多様な性に関する理解促進を図る。	総務課
22	区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員・教職員等が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、区民や児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに向けて、研修等で啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課 ・全課
再掲 10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課

（2）当事者等による相談場所や交流の機会の提供

性自認や性的指向に関して悩みや不安のある人が安心して相談できる場や、当事者同士や支援者が交流できる機会を確保することで、だれもが自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

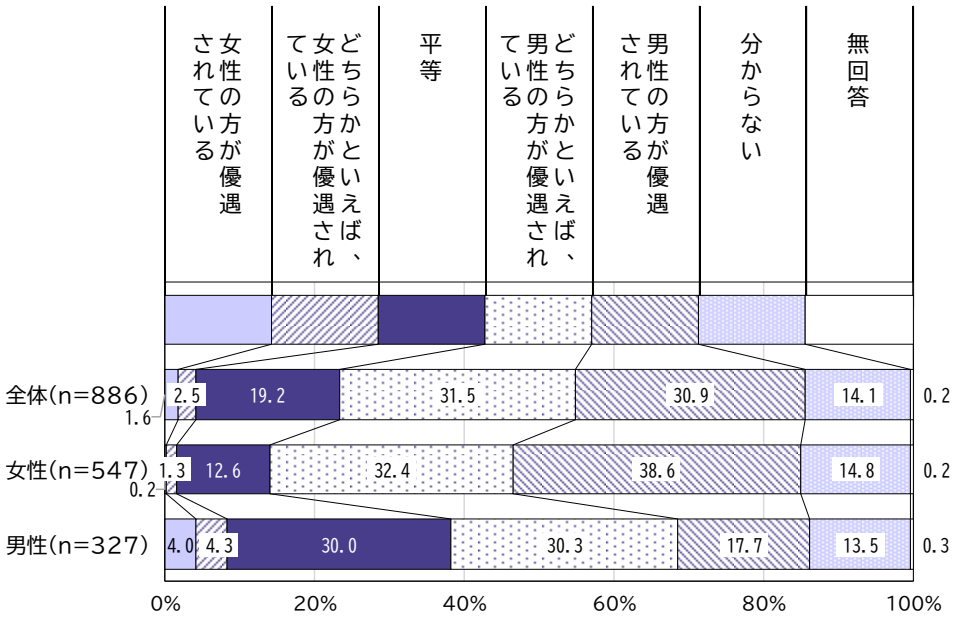
事業番号	事業名	事業概要	所管課
23	男女平等センター　エガリテにおける相談事業の充実	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課
再掲 20	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課

4　政策・方針決定過程における男女平等参画

区民調査によると、政策や方針決定への参加の場面では、依然として男性の方が優遇されていると考える人が多く（図 1-4-1）、その要因としては、男性優位に組織が運営されていることや、性別役割意識が強いことなどが挙げられています（図 1-4-2）。

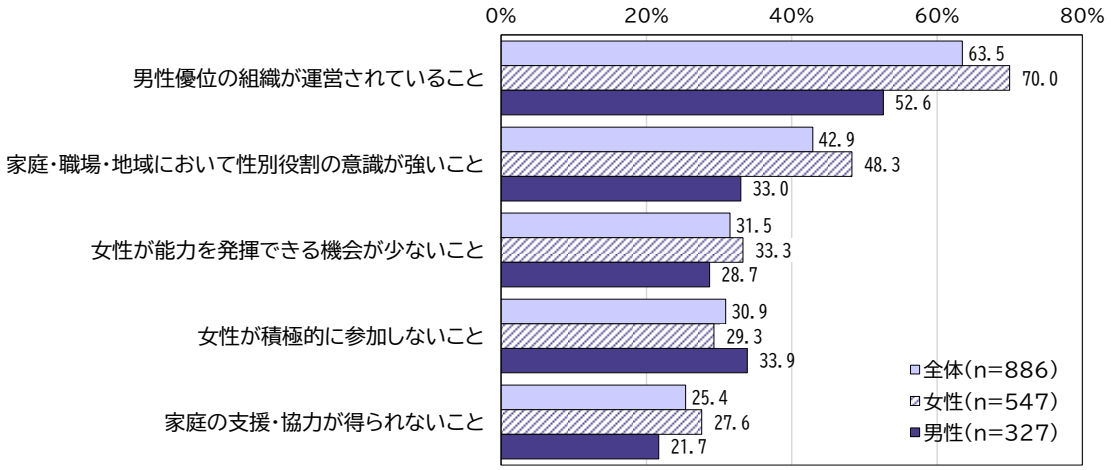
区は、区政への女性参画を推進していくため、広聴活動や区民参画制度の充実に取り組むとともに、区の審議会等委員の男女比については、男女いずれかの性が4割未満とならないことを目標とし、率先して政策・方針決定過程の男女平等参画を進めていきます。

図 1-4-1　政策や方針決定の参加における男女の地位の平等感



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 1-4-2　政策や方針決定の過程に女性があまり進出していない原因（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野において、広聴活動や区民参画制度の充実、委員改選の時期を捉えた積極的な女性登用の取組などを促進し、女性の政策・方針決定過程への参画を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
24	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深め、区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー推進課
25	広聴活動の充実とパブリックコメントの実施	区民等がそれぞれのライフスタイルに合った方法で、区政に対する意見・要望等を寄せられるよう、来庁、電話、手紙、メール、広聴はがき等により、広く「区民の声」を聴取する体制を整え、政策・方針決定の参考とする。	・広報戦略課 ・関係課
26	委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。公募委員の比率：全委員数の 25%以上	関係課
27	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期を捉え、審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満とならないことを目標とする。	・総務課 ・関係課

5 地域社会における男女平等参画

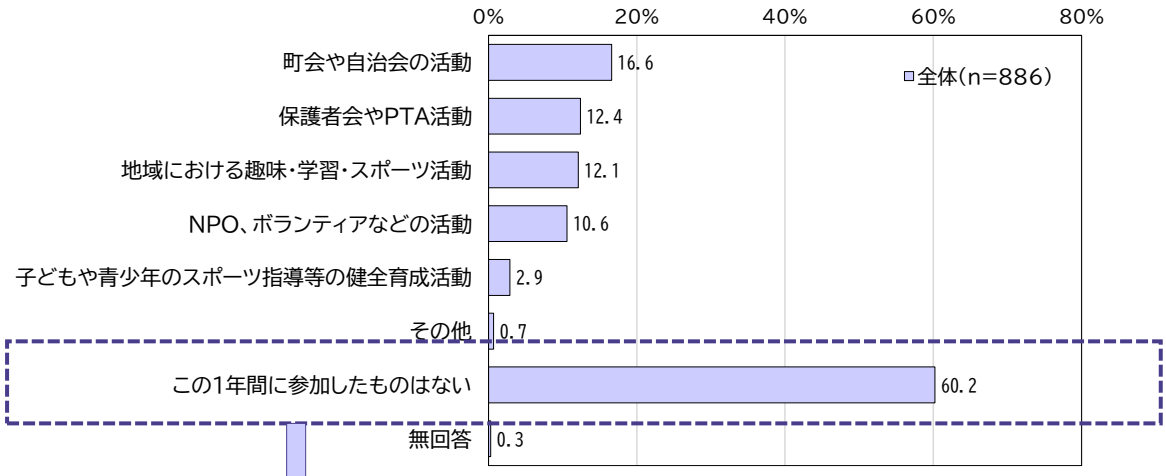
多様な視点による課題解決や地域社会の活性化を実現するためには、性別にとらわれることなく、女性をはじめ様々な立場の人が地域活動へ参画することが重要です。

区民調査によると、1年間で地域活動等に全く参加していない人の割合は 60.2%となっています（図 1-5-1）。地域活動等に参加していない理由として、「時間的余裕がない」や「どのような活動があるのか分からない」と回答した人が多く、家事、育児、介護、仕事等に携わる人でも活動に参加しやすくするための工夫や、活動内容に関する情報提供など、参加者を積極的に受け入れる姿勢が求められています（図 1-5-2）。女性をはじめ多様な立場の人が参加しやすく、男女平等参画の視点を持った活動ができる地域社会にするため、男女平等参画についての意識啓発や活動支援を行います。

また、男女平等センター エガリテは地域社会における男女平等参画推進の拠点として重要な役割を担っていますが、区民調査によると、「利用したことがある」及び「男女平等センターのことは知っているが、利用したことはない」と回答した人は低い水準にとどまっています（図 1-5-3）。

男女平等センター エガリテの周知、情報発信や男女平等参画の推進の取組を通じ、地域社会における男女平等参画を進めていきます。

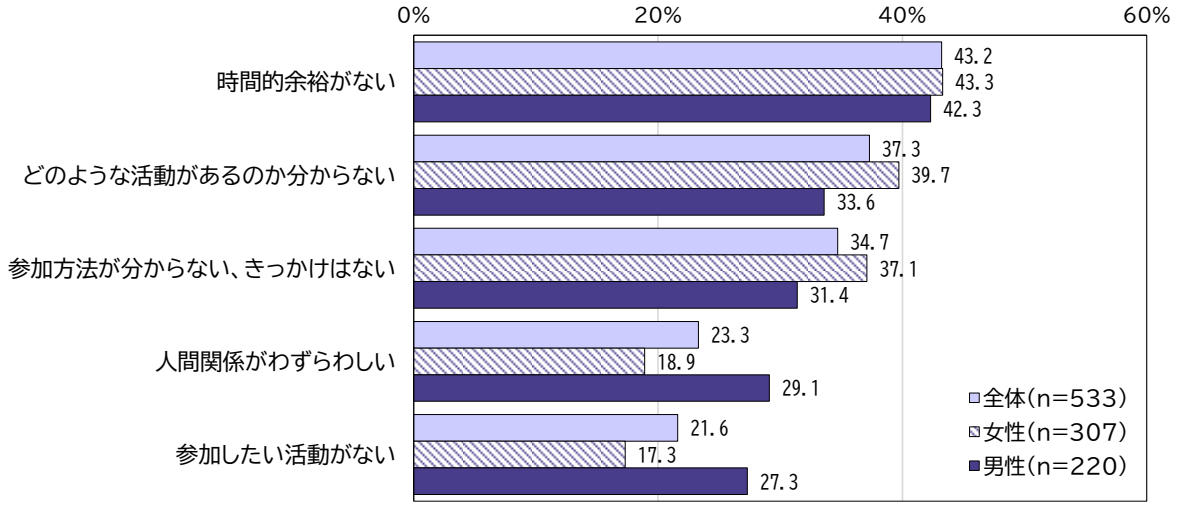
図 1-5-1 この1年間に参加した地域活動や社会活動



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

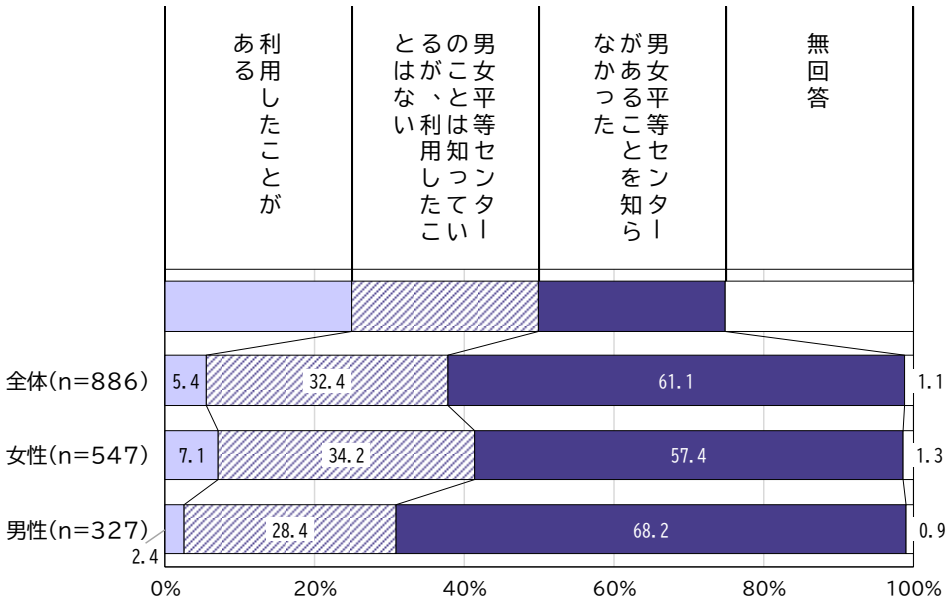
図 1-5-2 へ

図 1-5-2　地域活動・社会活動に参加していない理由（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 1-5-3　男女平等センターの利用状況



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）地域活動への参画のための活動支援

複雑化する地域の課題やニーズを、多様な視点で検討するため、地域活動団体に男女平等参画についての意識啓発や活動支援を行い、多様な立場の人が地域活動の意思決定過程に参画することを促していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
28	地域の助け合い活動の支援	地域において、相互援助活動をする団体を支援する(ファミリー・サポート・センター事業、いきいきサポート事業等)。	関係課
29	地域活動団体への支援	各種団体の地域活動への参画について支援する。	関係課
30	区民の地域活動への参加の支援	地域活動・ボランティアに関する情報を収集して提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
31	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	・総務課 ・防災危機管理課
再掲14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課

（2）男女平等センター エガリテを拠点とした推進

男女平等センター エガリテを拠点とした男女平等参画推進の取組や情報発信の充実を図り、地域における男女平等参画を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
32	男女平等センター エガリテにおける団体活動の支援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
33	文京区女性団体連絡会活動への支援	指定管理者として男女平等センターの管理運営に携わる文京区女性団体連絡会を協働・協治の視点から支援する。	総務課
34	各種団体の相互交流の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、団体の活動状況等の情報を収集し、提供する。	総務課
35	男女平等センター エガリテの周知	だれもが気軽に学習、交流及び活動をすることができる男女平等推進の拠点として、幅広い世代に周知し、認知度や利用率の向上につなげる。	総務課
再掲8	男女平等センター エガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課

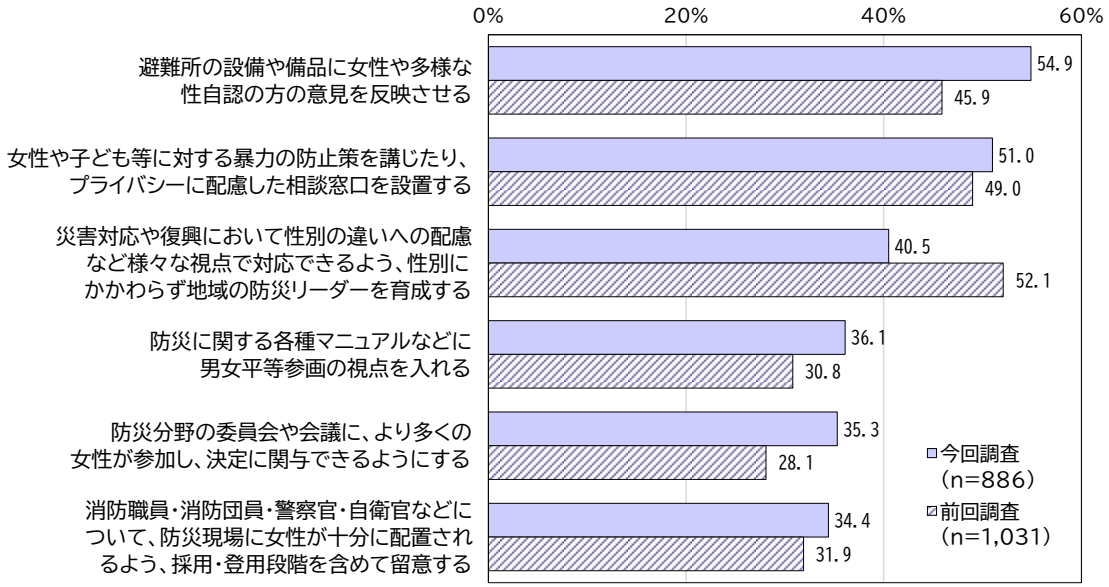
事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲9	男女平等センター　エガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課
再掲23	男女平等センター　エガリテにおける相談事業の充実	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課

6 ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進

区民調査によると、災害への備えや避難生活における女性や多様な性自認の方への配慮を求める意識は、着実に高まっています（図 1-6）。平常時の防災対策から、女性をはじめ多様な性自認の方の視点を取り入れるとともに、企業、大学・町会等の関係機関との連携や、避難所における専用スペースの確保、女性・LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを実施していきます。

また、防災分野における男女共同参画については、「女性・平和・安全保障（WPS）」という国際的な理念が重要視されています。WPSとは、紛争、災害等発生時によりぜい弱な立場に置かれる女性女児等は特に保護すべき対象であると認識して、その保護・救済に取り組みつつ、女性が主体的に紛争解決や災害対応のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和を創出できるという考え方です。防災・災害対応における女性の参画と、ジェンダー主流化の視点に立った防災対策の推進に取り組んでいくことが求められています。

図 1-6 男女や多様な性自認の方の視点を取り入れた防災対応として重要なこと（上位6項目）



※ 前回調査時の選択肢「避難所の設備や備品に女性や LGBTQ 等の意見を反映させる」を「避難所の設備や備品に女性や多様や性自認の方の意見を反映させる」に、「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする」を「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加し、決定に関与できるようにする」に変更

文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障（WPS）」の視点に立った災害時対応

災害発生時には、女性やこども、ぜい弱な状況にある人がより多くの影響を受けることが指摘されています。文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」、女性・こどもの二次的な避難所としての文京区男女平等センターの活用などを位置付けていますが、災害対応時には、女性をはじめLGBTQ等当事者などの様々な視点を考慮する環境づくりを、町会など関係団体と協力しながら行います。

さらに、「女性・平和・安全保障（WPS）」の考え方も踏まえながら、ジェンダー平等の視点に立った災害時対応を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
36	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災危機管理課
37	妊産婦・乳児救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	妊産婦・乳児救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災危機管理課
38	女性・こどもの二次的な避難所※の開設	地域防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。（幼児避難所：区立幼稚園、児童館、女性・こどもの避難所：男女平等センター）	防災危機管理課
39	避難所運営における女性や LGBTQ 等当事者への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置、プライバシーの保護や性被害などの犯罪防止など、女性やLGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。 また、各班のリーダーやサブリーダーに男性と女性の両方を配置するなど、女性が避難所運営の意思決定に関わる環境を整備する。	防災危機管理課

※ 女性・こどもの二次的な避難所：一般の指定避難所での生活が難しい女性やこども、乳幼児の保護者などに配慮し、災害発生後に必要に応じて開設される特別な二次避難所のこと

（2）避難所の設備・運営等への女性や LGBTQ 等当事者の意見反映

避難所の設備や運営等に、女性をはじめ多様な性自認の方の意見を反映するための取組を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 31	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	・総務課 ・防災危機管理課
再掲 39	避難所運営における女性や LGBTQ 等当事者への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置、プライバシーの保護や性被害などの犯罪防止など、女性やLGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。 また、各班のリーダーやサブリーダーに男性と女性の両方を配置するなど、女性が避難所運営の意思決定に関わる環境を整備する。	防災危機管理課

7　人権尊重の理解促進と相談の充実

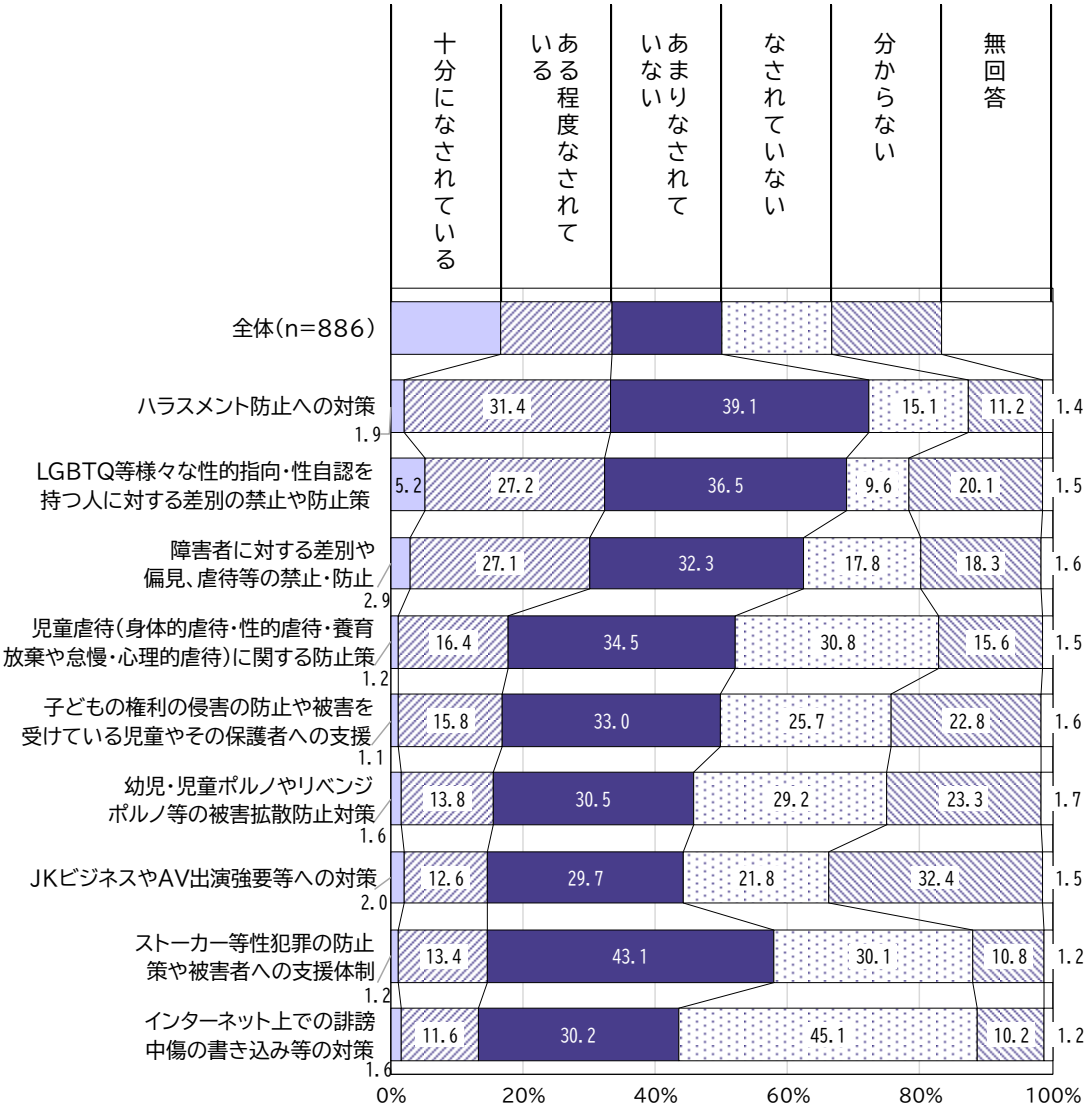
あらゆる人の人権が尊重される社会を実現するために、人権尊重の理解促進と、悩みや困りごとを安心して相談できる環境整備を進めていくことが重要です。

区民調査によると、人権問題の対応状況については、多くの人が十分な対応がされていないと考えており、特に、ストーカー等性犯罪の防止策、被害者支援やインターネット上での誹謗中傷への対策について不十分と考える人が7割を超えています（図 1-7-1）。

また、相談窓口の存在や利用しやすさが十分に伝わっていないことも課題です（図 1-7-2）。

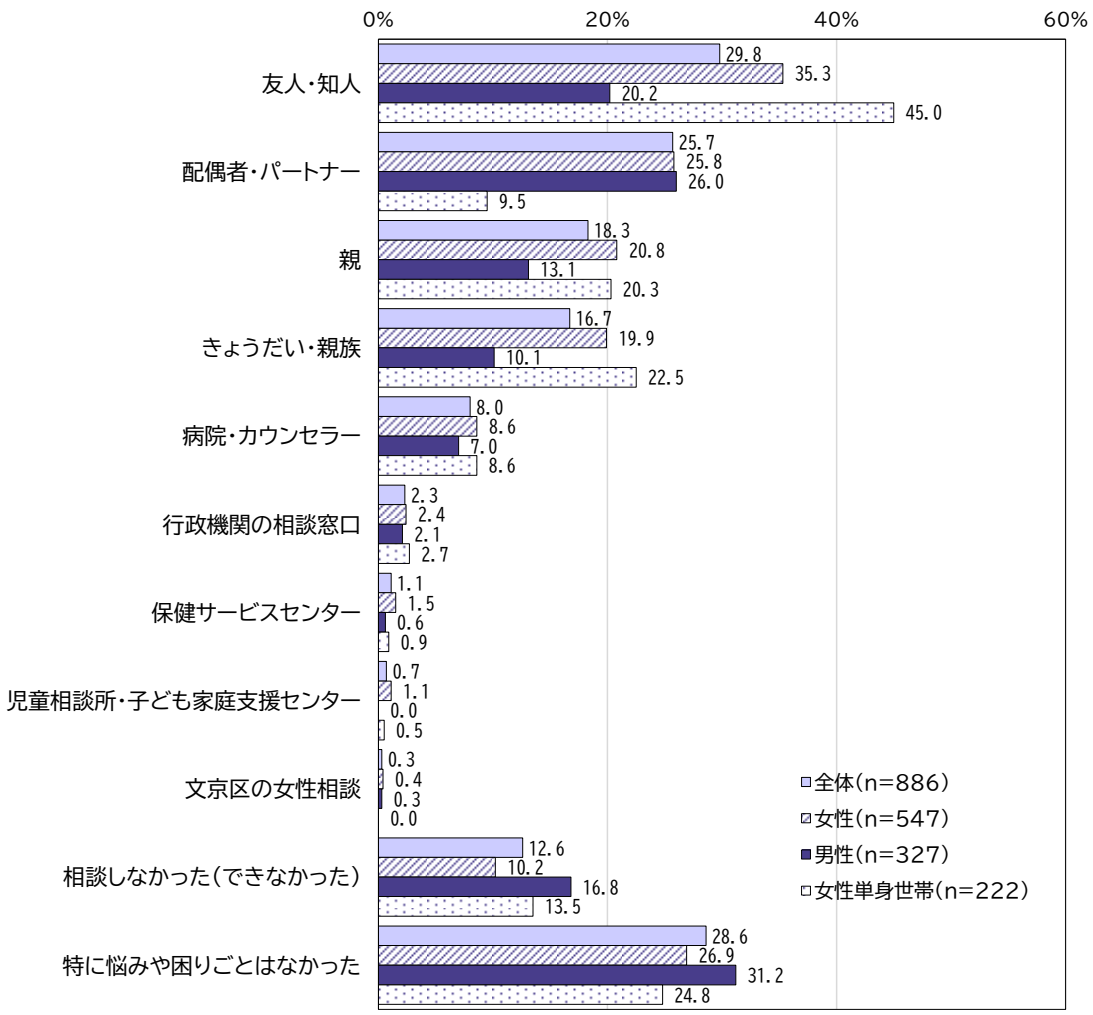
人権週間を中心とした啓発活動や、相談担当者・相談員のスキルアップに向けた研修、男女平等センター エガリテにおける相談事業の充実などを通じ、だれもが安心して相談できる体制づくりを進めていく必要があります。

図 1-7-1　社会における人権問題の対応状況についての考え



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 1-7-2 悩みや困りごとの相談先



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）啓発、相談機能の充実

人権尊重の理解を深める啓発と相談体制の充実を進め、一人一人の人権意識を高めるとともに、だれもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
40	人権を尊重する意識の啓発	人権に関する認識を深めるための情報収集及び提供に努めるとともに、人権週間を中心に啓発活動を行う。	・広報戦略課 ・総務課
41	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室や文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
42	相談担当者への啓発及び研修の実施	相談担当者や相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応ができるよう啓発するとともに、スキルアップを図るための研修を行う。	関係課
再掲23	男女平等センター　エガリテにおける相談事業の充実	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

男性が家事・育児・介護等に主体的に関わる意識啓発を行うとともに、子育てや保育環境の整備を進め、働くことを希望する女性が就業し、働き続けられるよう「共働き・共育て」の実現を目指していきます。

また、家族の介護をしながら働き続けるワーキングケアラー等の支援など、介護、家事や育児など様々な事情を持った人が働き続けることができる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

だれもが自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境を整備するためには、性別による賃金格差の是正や処遇などの労働条件、人事評価等の改善を進めるとともに、職場の理解や支援など、性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくることが必要です。

さらに、リスキリングなどの女性の就労・再就職等の支援や、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備を進めていくことも重要です。

こうした状況を踏まえながら、あらゆる人がその能力を発揮し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めていきます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

区民調査によると、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（現状）が一致していないと感じている人の割合は 64.7%と、一致していると回答した人（30.7%）よりも高い状況にあります（図 2-1-1）。

特に、依然として女性に家事・育児・介護の負担が偏りがちな状況にあることから（図 2-1-2）、働くことを希望する女性が働き続けられるよう、男性が家事・育児・介護に主体的に関わるための意識づけや環境整備、「共働き・共育て」の実現に向けた保育・子育て支援の充実が重要です。

加えて、高齢化の進展に伴い、働きながら家族等の介護を担っているワーキングケアラーが増加傾向にあり、離職を防ぐための支援が求められています。

図 2-1-1　ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（現状）の一致状況

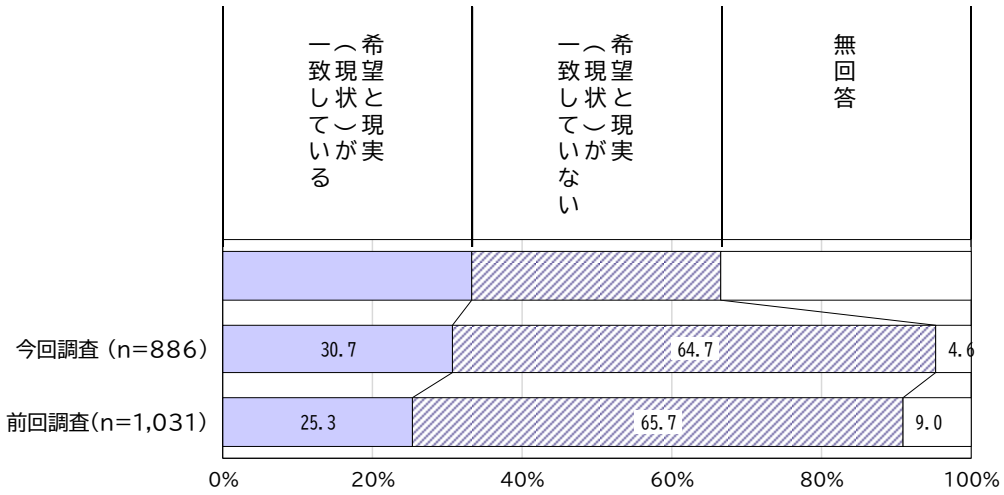
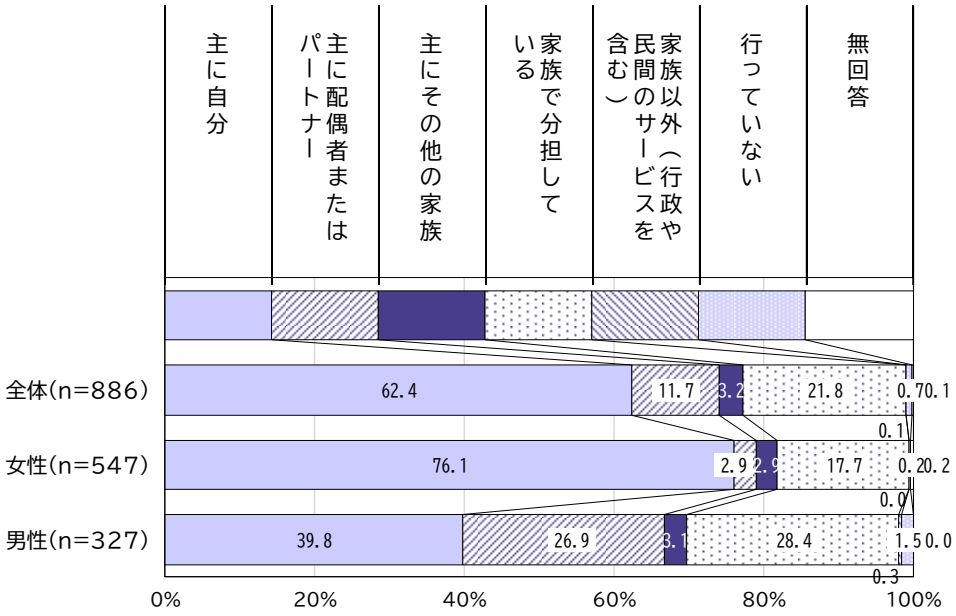


図 2-1-2　家事（炊事、洗濯、掃除等）の役割分担



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進

仕事と家庭を両立していくためには、男女のどちらもが家事・育児・介護に主体的に関わることが重要です。家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性に偏ることが多い実情を踏まえ、男性の意識改革につながる取組や環境整備を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
43	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。	・総務課 ・幼児保育課 ・健康推進課 ・保健サービスセンター ・真砂中央図書館
44	両親学級の開催	初めてこどもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

（2）共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援

性別にかかわらず、共に働きながら共に子育てを担う「共働き・共育て」の社会の実現に向け、働きながら安心して子育てができるよう施設や制度の整備等を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
45	子育て情報提供の充実	子育てに係る各種サービスについて、分かりやすく情報提供する。	こども若者政策課
46	一時保育事業	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の疾病など、多様な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する。	・こども若者支援課 ・幼児保育課
47	こども医療費の助成	乳幼児、義務教育就学児及び高校生相当年齢のこどもに係る保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	こども若者支援課
48	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見等、育児に必要な健康診査及び保健指導を行う。また、生活環境や疾病構造の変化等に合わせ、アレルギー健診や発達健診等健康診査を実施する。	保健サービスセンター
49	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等の産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
50	保育園の相談機能の充実	区立保育園において、「乳幼児子育て相談」を実施する。また、各保育園が独自のメニューを設定し、子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親子が気軽に集い、子育て世帯の抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図り、子育ての喜びを実感してもらうことを目指す「地域子育てステーション事業」を実施する。 私立保育園においては、地域の子育て家庭に対して保育所等の生活を実体験する取組を実施している施設や、出産前後の親の体験学習を実施している施設に対し、補助金を支給し、当該事業を行うことで育児不安の軽減を図る。	幼児保育課
51	妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施	妊産婦や乳幼児の健康管理等の知識を普及啓発するため、母親学級、離乳食講習会、子育て支援講座、児童館における乳幼児とその保護者を対象とした活動等を実施する。	・保健サービスセンター ・児童課
52	子育てひろば事業	保護者と就学前の乳幼児が一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、保護者同士の情報交換や子育てに関する相談、子育て支援に関する講習等を実施するなど、保護者への支援を行う。	・こども若者支援課 ・幼児保育課 ・児童課
53	親子ひろば事業	0～2歳のこどもと保護者が楽しく遊びながら、他の親子との交流や情報交換ができる憩いの場を提供するとともに、子育ての悩みや不安などを職員に相談できるほか、保護者向けの子育て支援講座や親子で楽しめる季節の行事を実施する。	こども家庭支援センター
54	ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成	多胎児を妊娠している者又は満3歳未満の多胎児がいる家庭を対象に、ベビーシッターや家事支援、産後ドゥーラのサポートのサービスについて、利用料の一部を助成する。	こども若者支援課
55	ベビーシッター利用料助成	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターの派遣による保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	こども若者支援課
56	おうち家事・育児サポート事業	妊婦又は満3歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、家庭の負担軽減や孤立化等を防止するため、家事サービス等の利用料を支援する。	こども若者支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
57	保育園情報の提供	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	幼児保育課
58	保育園障害児保育	保育が必要な児童のうち、心身の発達に関して特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく保育を実施する。	幼児保育課
59	区立幼稚園の認定こども園化	「文京区教育委員会教育指針」及び「文京区子育て支援計画」に基づき、校園舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討する。	・教育総務課 ・学校運営課 ・教育指導課
60	区立幼稚園等の預かり保育	区立幼稚園等において、保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中に実施する。	学校運営課
61	地域型保育事業	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業を実施する。	幼児保育課
62	病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、区が委託する施設で一時預かりを行う。	こども若者支援課
63	児童館の運営	遊びを通じて児童に集団的及び個別的な指導を行い、健康の増進及び豊かな情操の育成を図るとともに、安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供する。	児童課
64	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童（原則として小学校1年生から3年生まで）に対し、指導員が遊びと生活指導を通じてこどもの成長を支援する。	児童課
65	放課後全児童向け事業	保護者の就労等に関わらず、全ての児童（小学校1年生から6年生まで）に対し、大人の見守りのもとこどもが安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供する。	児童課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
66	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	幼稚園、保育所、地域型保育事業所等において、就労要件を問わず柔軟に預かりを行うことで 、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。	幼児保育課
67	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	保護者が疾病、就労等の理由により、緊急かつ一時的に児童（生後60日目から小学生まで）を自宅で養育することが困難になった場合に、宿泊を伴う預かり又は夜間の一時的な預かりを行う。	こども家庭支援センター
再掲43	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。	・総務課 ・幼児保育課 ・健康推進課 ・保健サービスセンター ・真砂中央図書館
再掲44	両親学級の開催	初めてこどもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

（3）ワーキングケアラー等への支援

高齢化の進展に伴い、家族の介護をしながら働き続ける「ワーキングケアラー」が増加しています。介護を理由に離職することなく、仕事と介護の両立ができるよう環境整備を進めていきます。また、家族の介護等を担うこどもや若者を指す「ヤングケアラー」の支援にも取り組んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
68	介護保険制度の促進	介護保険サービスの提供と制度の周知・啓発を図り、その活用を促進することで、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	介護保険課
69	介護保険外のサービスの充実	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。	高齢福祉課 介護保険課
70	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
71	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
72	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	ヤングケアラーに気付き適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し、連携体制を強化する。 また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、こどもが健全に成長できる環境を整える。 学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。	・こども家庭支援センター ・教育指導課 ・教育センター
73	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、「女性活躍推進法」や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	・総務課 ・経済課

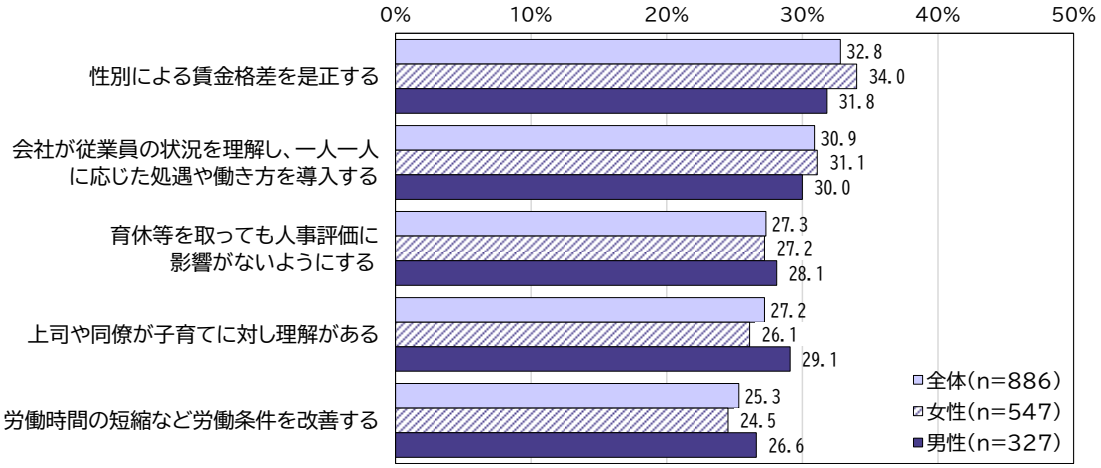
2　自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

区民調査によると、性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるためには、賃金格差の是正や処遇などの労働条件、人事評価等の改善を進めるとともに、職場での上司や同僚による子育てに対する理解や支援を促進していくことが重要です（図 2-2）。

また、女性の活躍を推進していくためには、働くことを希望する女性への就労支援、妊娠や出産、介護等で離職した女性に対しての再就職支援やリスキリングの支援等を進めていくことが重要となります。

加えて、ライフステージなどに応じた様々な働き方ができるよう、多様で柔軟な働き方の環境整備を、労働行政機関等と連携しながら進めていく必要があります。

図 2-2　性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこと（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）働きやすい職場環境の整備・支援と職場文化の醸成

長時間労働の削減、賃金格差の是正や育児・介護に対する職場の理解など、だれもが働きやすい職場環境の整備や職場文化の醸成が進むよう、事業者への働きかけと支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
74	労働相談や労働条件等の男女平等の促進をPRする体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
75	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。	・総務課 ・経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
76	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課
77	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課
78	区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備	区の契約仕様書及び指定管理者との協定書に、性別に起因する差別の禁止に関して記載する。 また、文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業所を評価(加点)する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	・総務課 ・契約管財課
79	文京区女性のエンパワーメント原則(WEPs)推進事業所の登録	UN Women(国連女性機関)と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課
80	各労働行政機関との連携	各労働行政機関と連携して、労働施策を推進するために、文京区内における雇用・労働問題に係る課題(男女の賃金格差解消等を含む。)や地域ニーズについて、意見交換及び協議を行う。	経済課

(2) 女性の就労・再就職、起業、リスキリング等への支援

女性の活躍を推進するため、就労・再就職・リスキリング等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、就職面接会の開催、研修等への参加を促進する支援を行います。

※ リスキリング:変化する社会やビジネス環境に適応するために、新しいスキルや知識を習得し、学び直すこと。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
81	女性の就労に関する支援	就労等を希望する女性に対し、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料の活用、公共職業安定所等との連携により、情報の提供、セミナーを開催する。	・総務課 ・経済課
82	就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関(ハローワーク飯田橋)と連携し、就職面接会などを実施する。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
83	創業者への支援	区内で創業を目指す方及び創業して間もない方を対象に、創業を支援するセミナーを開催するほか、受講者向けの個別相談会、交流会を行う。 文京区で創業しようとする場合又は区内で創業して1年未満の場合、必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんする。	経済課
84	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	・福祉政策課 ・こども若者支援課
再掲74	労働相談や労働条件等の男女平等の促進をPRする体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課

（3）多様で柔軟な働き方の支援

理想的な働き方は年代やライフステージなどによって様々であることから、テレワークや短時間勤務など、多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備を支援します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
85	非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、労働環境を整備するため、区内の非正規雇用者や雇用主に対して意識啓発を行う。	経済課
86	内職あっせん相談業務の充実	内職者の労働条件を改善し、生活を安定させるため、「家内労働法」や内職あっせん相談業務を周知・徹底する。	経済課
再掲76	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課
再掲77	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 73	多様な働き方や法制度の情報提供･啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、「女性活躍推進法」や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	･総務課 ･経済課

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

男女平等参画社会の実現に向けては、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶し、だれもが個人として尊重され、安全かつ安心に暮らせる社会を形成することが必要です。

差別や暴力は女性やこどもなど社会的に弱者とされる人が被害にあいやすく、家庭内など外部からは容易に発見できない場所で起こることが多いため、公的な相談体制を充実させ、関係機関の連携を強化して、被害者に寄り添った迅速な支援を目指します。

また、インターネットやSNS等の普及が進む中で、性の商品化や過剰でゆがんだ性・暴力表現、様々なハラスメントなどが社会問題となっています。だれもが簡単に不特定多数に向けた情報発信ができる時代になるとともに、暴力に関連する問題も多様化、複雑化しており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進が、一層求められています。

さらに、令和6年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。様々な困難を抱える女性が必要な支援を受けられるように体制づくりを進め、包括的な支援を行っていきます。

健康課題については、望まない離職等を防ぐため、働く女性の月経、妊娠・出産、更年期などの健康課題について、仕事と両立ができるよう支援を行っていくとともに、保健指導や健康診査を充実させていきます。

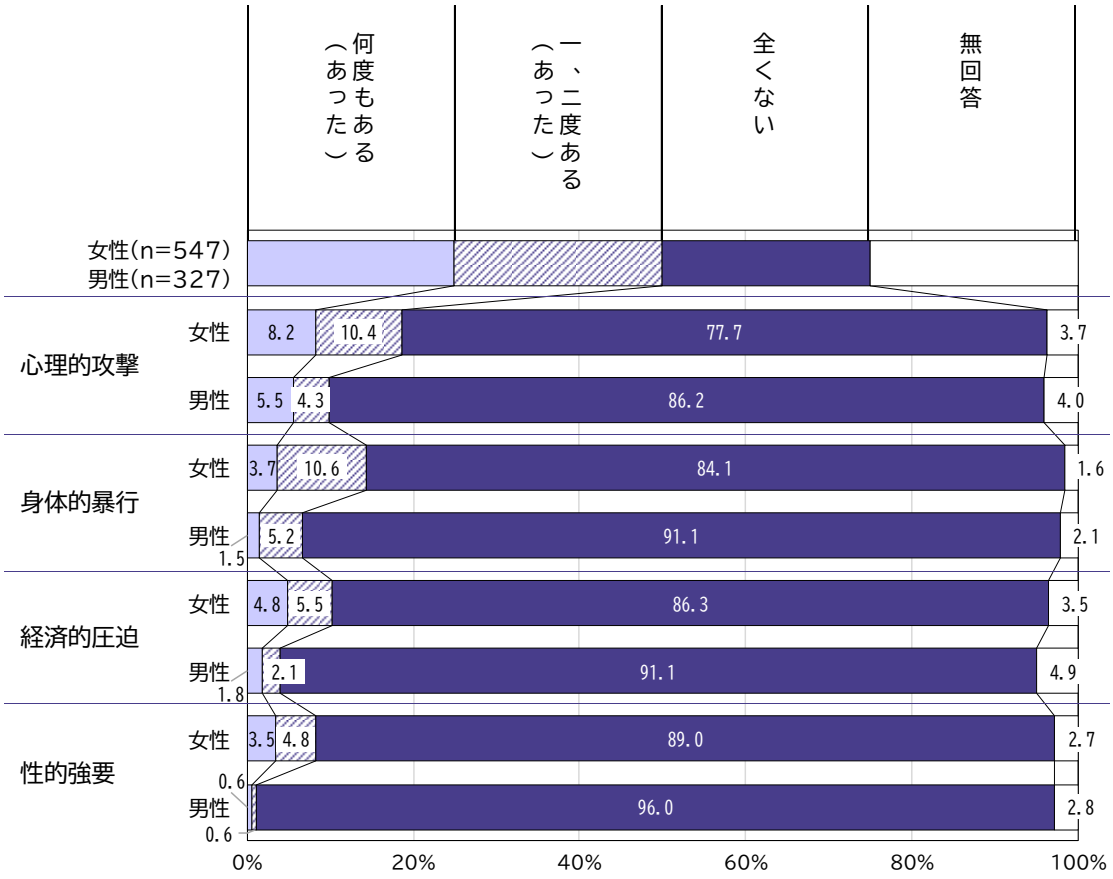
さらに、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」や「プレコンセプションケア」の普及・啓発を進め、性別を問わず、お互いに理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的な健康を維持することができるよう、取り組みを推進していきます。

1　配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

区民調査からは、配偶者等からの暴力を受けた経験がある人は、女性が男性を上回っており（図 3-1-1）、また警察以外の公的な相談窓口の認知度が低く、被害を受けても誰にも相談しない人が多いなど、被害が潜在化して相談につながりにくくなっている現状がうかがわれます（図 3-1-2、図 3-1-3、図 3-1-4）。暴力は被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼす行為であり、被害者の早期発見と支援につなぐための取組が必要です。そのためには、DVに関する意識啓発と区職員・教職員等への研修に加え、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談体制の周知や関係機関との連携体制を構築すること、また、被害者の早期発見・保護から自立・生活再建、児童虐待の防止及び支援まで、切れ目のない支援体制を確立していくことが重要です（図 3-1-5）。

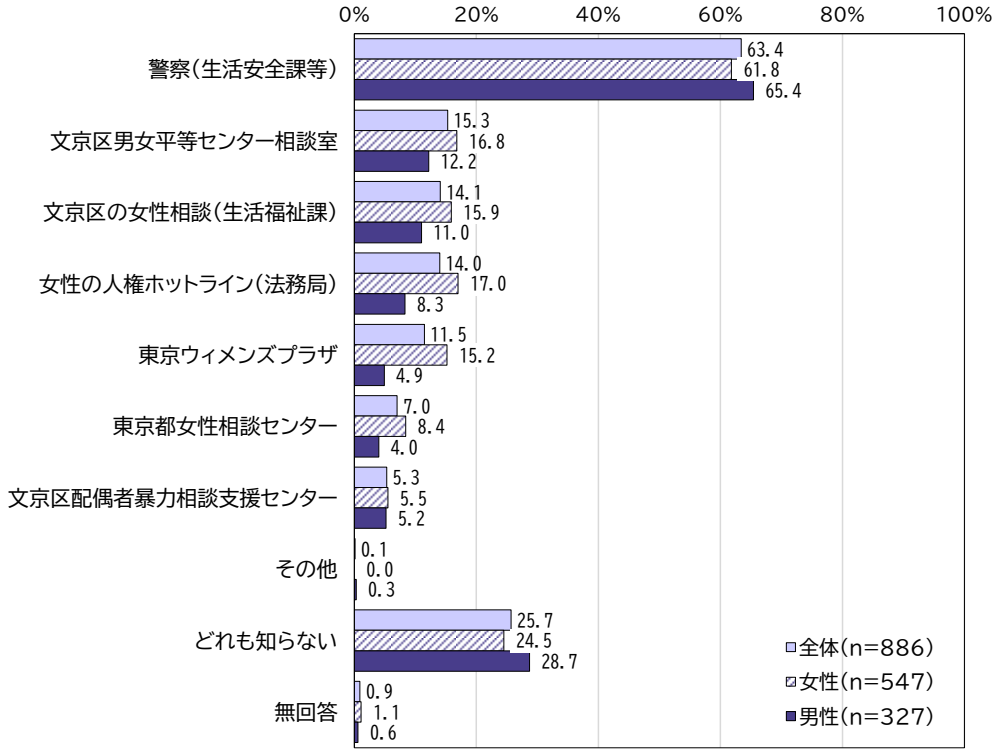
P67

図 3-1-1　配偶者・パートナー、交際相手などから暴力等の行為を受けた経験



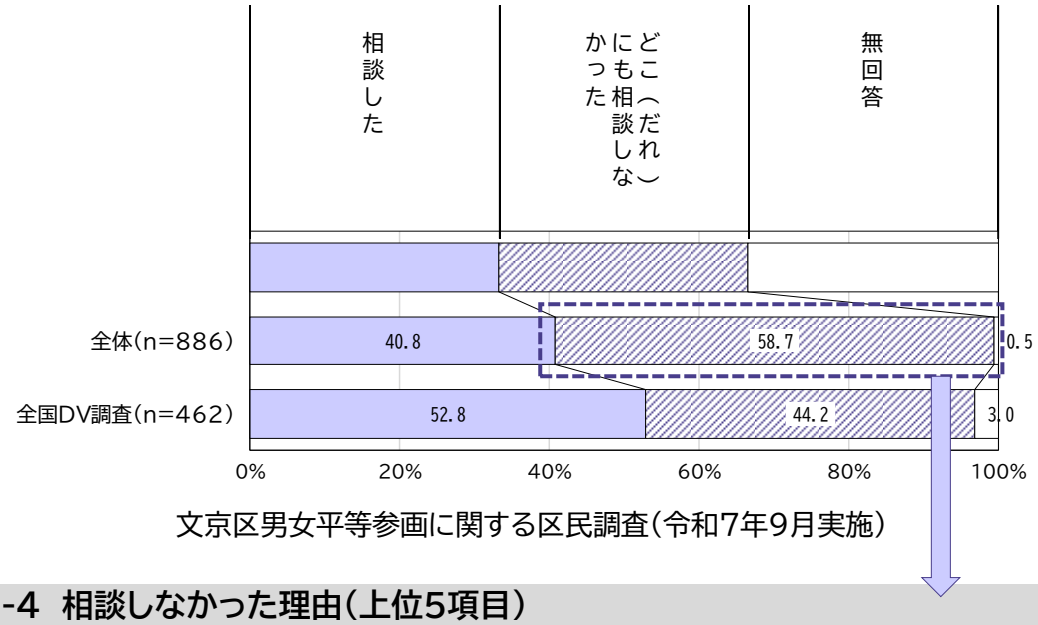
文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 3-1-2　認知している公的なDV相談機関



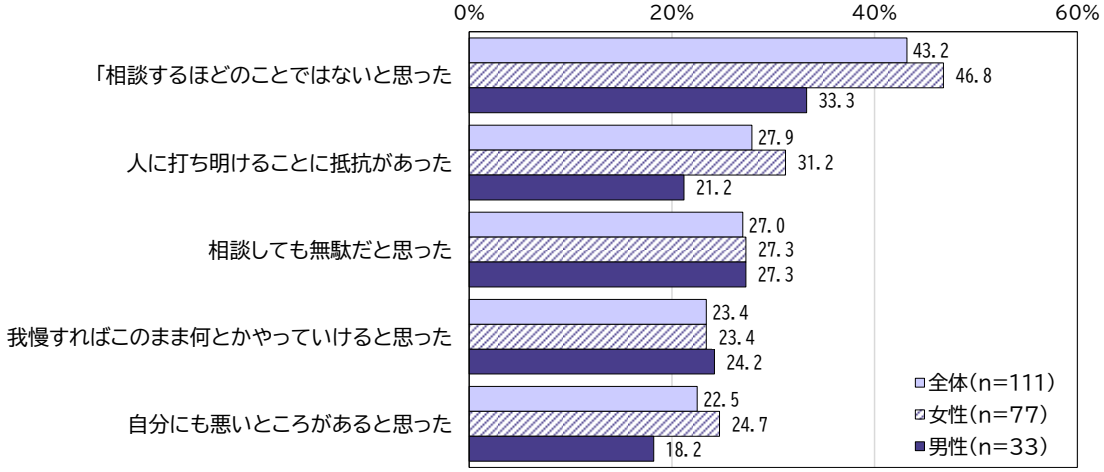
文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 3-1-3　暴力等を受けた際の相談状況



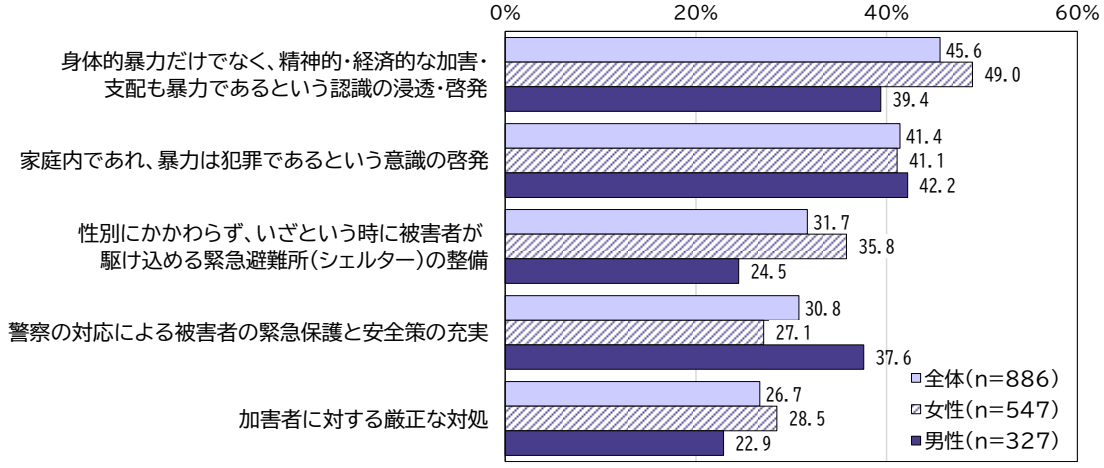
文京区男女平等参画に関する区民調査(令和7年9月実施)

図 3-1-4　相談しなかった理由(上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和7年9月実施)

図 3-1-5　DVへの対策や被害者支援として特に充実すべきもの(上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和7年9月実施)

（1）配偶者等からの暴力の防止と啓発

配偶者・パートナー等からの暴力は、性別にかかわらず、いかなる場合においても許されない行為であることをあらゆる世代に対して広く周知、啓発していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
87	DV防止に向けた意識啓発の推進	DVに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課
88	区職員・教職員等への周知・研修	区職員や教職員の、DV（デートDV、同性間DVを含む。）に関する認識を深めるとともに、専門的な研修の受講等により関係職員のスキルアップを図る。また、乳幼児や学齢期の子育て環境における事象対応について、見識を深める。	・総務課 ・生活福祉課 ・幼児保育課 ・教育指導課
89	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
90	女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消を図るための人権相談や強化週間の実施により周知・啓発する。	総務課

（2）早期発見と相談体制の充実

様々な相談窓口の周知や連携、相談体制の充実を進め、被害の潜在化の防止や早期発見につなげます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
91	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援に向けた関係機関等の連携	DVの防止と被害者支援のために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。（「ストーカー規制法」なども対応する。）	・総務課 ・生活福祉課
92	DV被害者への支援策の周知	区報や印刷物等により、DV被害者の相談窓口及び支援策等を周知する。	総務課
93	相談事業の連携	配偶者、パートナー等からの暴力に関し、複雑化・多様化する被害への対応を適切に行うため、生活福祉課、こども家庭支援センター等が連携し、相談体制の充実を図る。	・総務課 ・生活福祉課 ・こども家庭支援センター ・教育センター
94	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者暴力相談支援センターの周知と機能の充実を図る。	・総務課 ・生活福祉課

（3）被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備

被害者が安心して新しい生活を始めることができるよう、保護から自立・生活再建まで一貫して支える体制の整備を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
95	被害者への支援	被害者の安全の確保並びに今後の自立に向けた生活に必要な制度等の情報提供及び具体的な支援を行う。	生活福祉課
96	母子・女性緊急一時保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子又は女性を、一時的に施設等に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
97	DV被害を受けたこどもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者のこどもを含め、被害を受けたこどもを支援する。	・生活福祉課 ・幼児保育課 ・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課
98	被害者の自立支援	関係機関と連携して、暴力に関する理解を深め、日常生活、就業、住居等においての二次被害の防止に配慮しながら、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
99	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

（4）児童等への虐待の防止と支援

児童等への虐待を防止するため、関係機関と連携しながら早期発見と支援に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
100	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会等の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	・こども家庭支援センター ・児童相談課

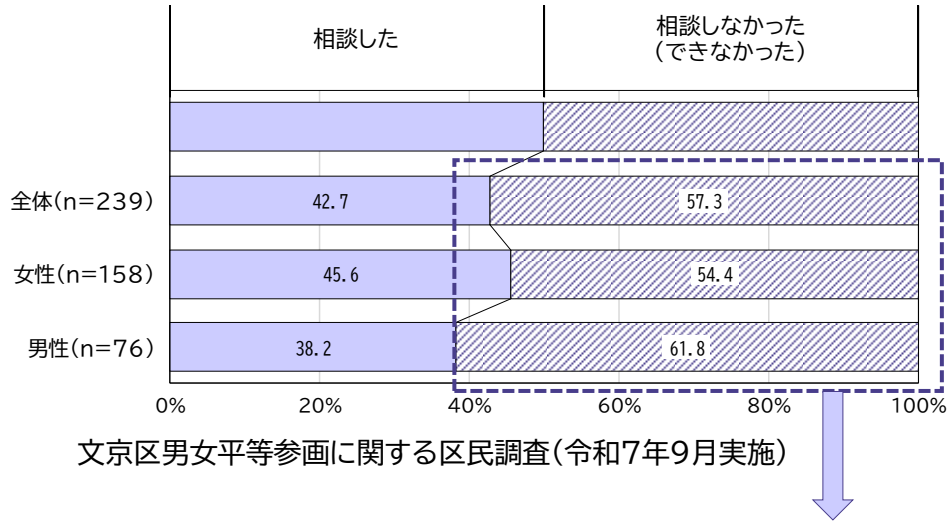
事業番号	事業名	事業概要	所管課
101	乳幼児家庭支援保健事業	乳幼児健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問事業等により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	・こども家庭支援センター ・保健サービスセンター
再掲97	DV被害を受けたこどもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者のこどもを含め、被害を受けたこどもを支援する。	・生活福祉課 ・幼児保育課 ・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課

2　あらゆる暴力の根絶

身の回りで起こっている暴力には、DVだけでなく、交際相手からの暴力（デートDV）、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー、レイプ、売買春、児童虐待などがあります。区民調査によると、ハラスメントの被害を受けても半数以上が誰にも相談しておらず、さらに半数が、相談しなかった理由を「相談しても無駄だと思った」としています（図　3-2-1、図　3-2-2）。被害の深刻化を防ぐためにも、相談機関の広報啓発や、相談しやすい環境整備が課題となっています。

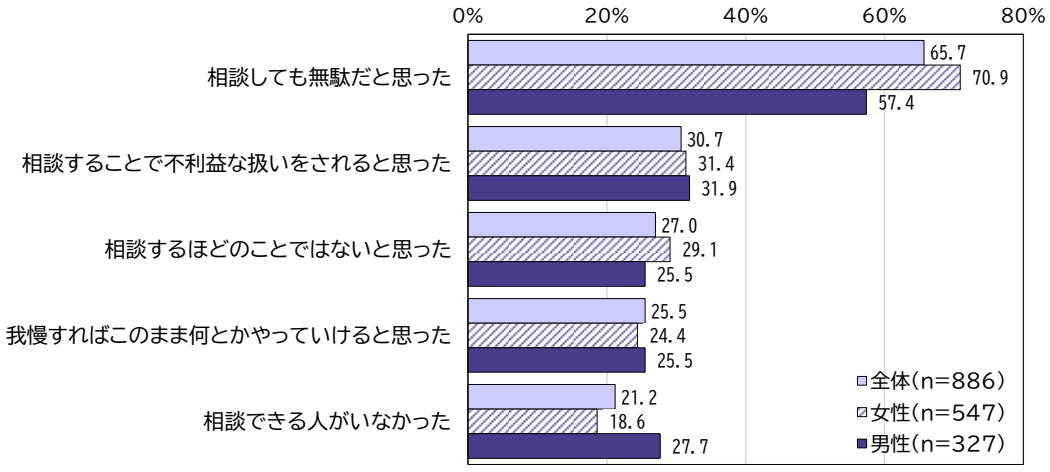
また、インターネットやSNS等のコミュニケーションツールを利用する人が増え、盗撮や性的な画像の共有など、暴力の種類も一層多様化しています。こどもや若者をはじめ、あらゆる年代、立場の人を対象に、加害者、被害者及び傍観者にならないための意識を啓発していく必要があります。

図 3-2-1　ハラスメントを受けた際の相談の有無



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 3-2-2　ハラスメントを相談しなかった（できなかった）理由（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）こども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応

こどもや若年層については、性被害にあっても、それを被害と認識できないことがあり、また身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすいため、こどもや若年層が相談しやすい環境づくりを行うとともに、教育機関を含め関係各課等の支援体制を整備し、被害の未然防止と早期発見に努めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
102	こどもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携	学校等において、こどもの性被害等の暴力に係る相談等を受けた場合には、適切な部署や機関へつなぎ、連携を図って対応する。	・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課 ・教育センター
103	若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進	デートDVについて、若い世代を中心に広く区報や講座等で周知・啓発する。	・総務課 ・教育指導課
104	こども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進	こども・若年層に対する性暴力等の防止に向け、広く意識啓発を行う。	・総務課 ・こども若者政策課 ・幼児保育課 ・教育指導課 ・児童課
105	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	・総務課 ・経済課 ・教育指導課 ・教育センター

（2）様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応

様々なハラスメントは人権侵害を含む行為であるという、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、他機関と連携し、対応策や防止策を整備していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
106	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、庁内・警察等関連機関との連携を図る。	・総務課 ・生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲99	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課
再掲105	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	・総務課 ・経済課 ・教育指導課 ・教育センター

（3）性の商品化とメディア、インターネット、SNS上における性・暴力表現への対応

インターネットやSNSの普及、生成 AI の活用など、テクノロジーの進展がもたらし得るリスクも踏まえ、性の商品化や性・暴力表現への対応に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
107	青少年有害情報への対応	東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制について、周知を図っている。	こども若者支援課
108	消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応	当初に意図していない契約の相談には、適切な窓口を案内するなど、迅速に対応するとともに、ペアレンタルコントロールの活用、SNS利用に関する意識・啓発を行う。	経済課
再掲10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
再掲15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

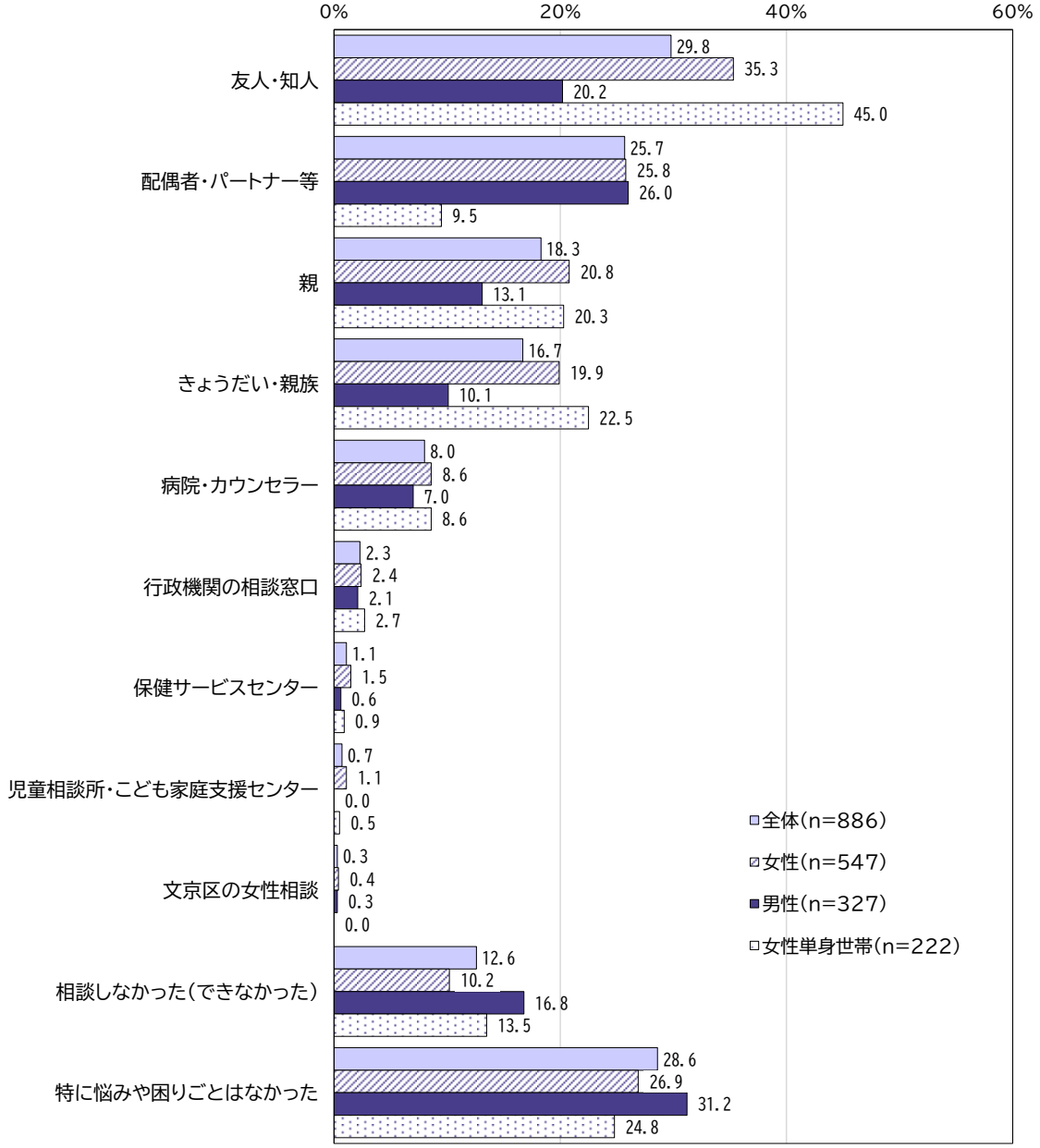
3　困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】

生活の悩みや困りごとを抱えていても、相談に至らない人がいます（図 3-3-1、図 3-3-2）。困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知や女性支援について普及啓発を進め、複雑化・多様化している問題に対して専門的かつ適切に支援ができるように、相談支援機能の強化を行っていきます。

さらに、ひとり親家庭への経済的支援やこどもの貧困対策等、他の支援制度とも連携しながら、困難を抱える女性等を包括的に支えていきます。

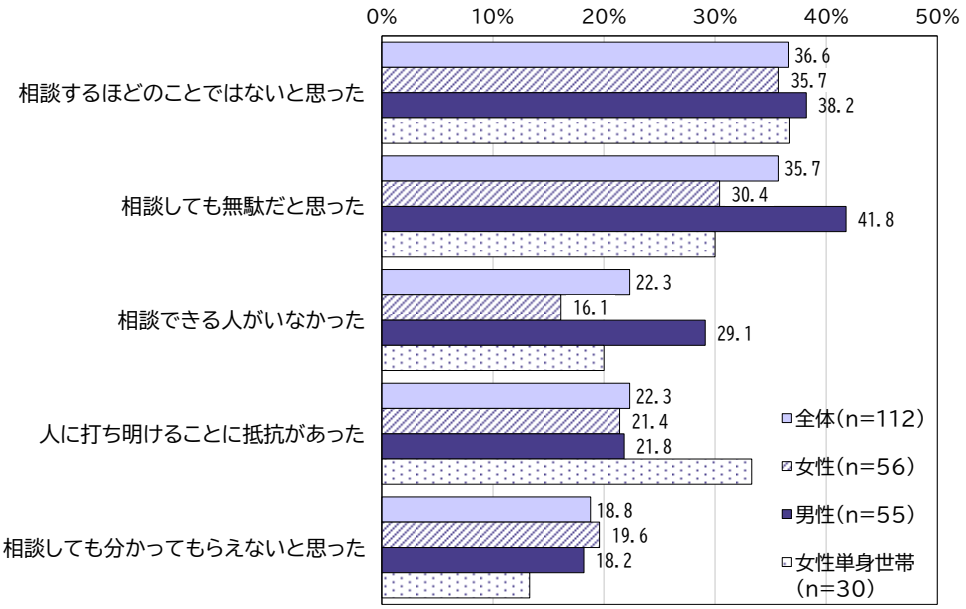
困難な問題を抱える女性等が安心して自立した生活を送ることができるようになるために、関係機関や民間団体と連携を図り、個々の状況に応じて相談につなげ、切れ目のない支援を受けられるよう、取り組んでいきます。

図 3-3-1　悩みや困りごとの相談先



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 3-3-2　相談しなかった（できなかった）理由（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実

DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性が個々の状況に応じた支援につながり、切れ目なく支援をうけることができるよう、関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実に努めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
109	女性のほほえみ支援ネットワーク事業協議会の運営	困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行うための、関係機関、民間団体等との連携・協働を強化するため、女性のほほえみ支援ネットワーク事業協議会を運営する。	生活福祉課
110	民間団体等との協働による事業の実施	不安や悩みを抱えた女性に対して、相談や支援につながるきかっけになるように、民間団体等と出張型の居場所の設置や支援に関する情報提供を行います。	生活福祉課

（2）困難女性支援に対する相談支援機能の強化

困難な問題を抱える女性が、安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援機能の強化を進めるとともに、適切な支援につながることができるよう、相談窓口の周知や支援についての啓発を行っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
111	相談支援機能の強化	女性相談の専門的な研修を受講するとともに、複雑化・多様化する事例の検討や相談業務への精神的負担に配慮した取組を行い、女性相談支援員のスキルアップを図る。	生活福祉課
112	相談窓口の周知と支援に関する普及啓発	相談者が必要な支援につながることができるように様々な媒体による女性相談に関する窓口の周知と制度や支援についての普及啓発を行います。	生活福祉課

（3）各種支援制度の整備

貧困等複数の困難を抱える女性やひとり親等が必要な支援を受けられるよう、各種支援制度の整備を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
113	母子及び父子福祉資金の貸付の実施	母子及び父子世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送るため、目的に応じた資金の貸付けを実施する。	生活福祉課
114	母子生活支援施設における母子保護の実施	様々な事情によりこどもの養育や生活が難しい母子家庭の、生活の保護と自立に向けた支援を行うため、母子生活支援施設における母子保護を実施する。	生活福祉課
115	母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施	母子家庭及び父子家庭の親が、資格・技能を習得し、自立の促進を図るために、母子家庭及び父子家庭の就業支援施策の一環として給付金を支給する。	生活福祉課
116	こどもの貧困対策	こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、こどもの貧困対策を推進する。	こども若者政策課
再掲20	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
再掲84	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	・福祉政策課 ・こども若者支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 72	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	ヤングケアラーに気付き適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し、連携体制を強化する。 　また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、こどもが健全に成長できる環境を整える。 　学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。”	・こども家庭支援センター ・教育指導課 ・教育センター
再掲 41	各種相談事業の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室や文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課

4 生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、心身の健康を維持していくことが大前提となります。

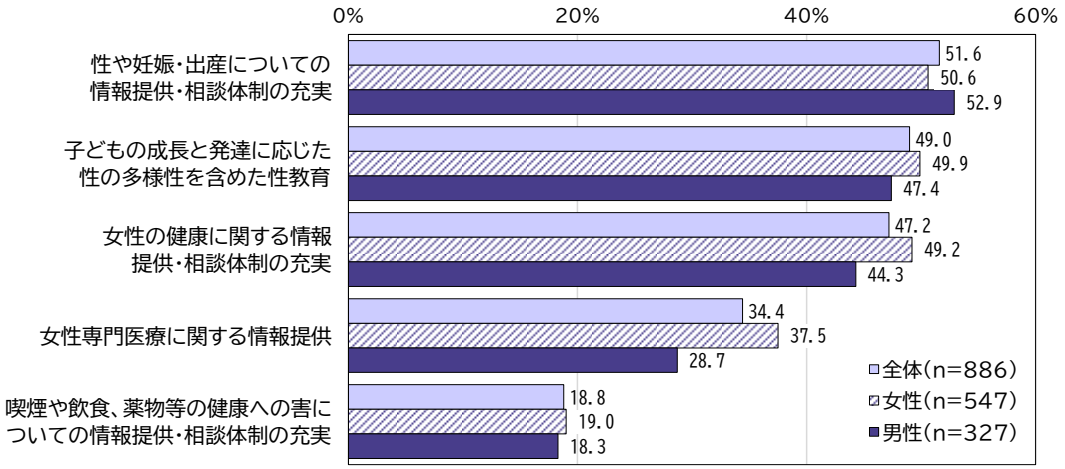
区民調査によると、女性が妊娠や出産について自らの意志で決める上で必要なこととして、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」（51.6%）が最も高くなっており、次いで「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」（49.0%）となっています（図 3-4-1）。

生理、妊娠、出産、不妊、避妊、中絶、思春期や更年期の健康課題や発達段階に応じた性教育等の性や生殖に関する正しい知識を得ることは、性別に関わりなく、だれもが自分らしく生きるために必要なことであり、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の普及啓発を進めていきます。

また近年、性や妊娠に関する正しい知識を身につけて、若いうちから健康管理を行う「プレコンセプションケア」の重要性が指摘されていますが、区民調査での認知度は低く、一層の啓発が求められます（図 3-4-2）。

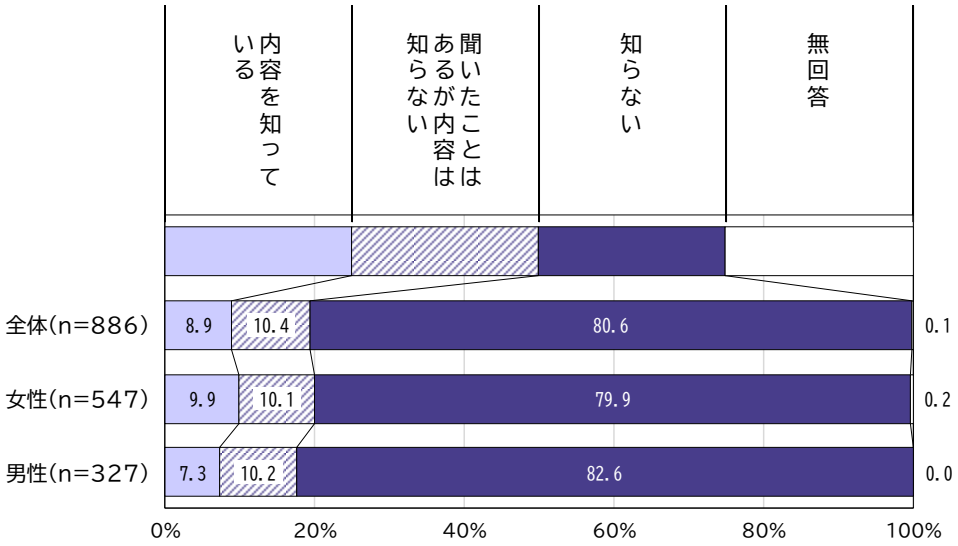
健康課題に起因する望まない離職を防ぐためには、年代ごとの課題に応じた支援が重要になります。特に女性は、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、その影響で心と体に様々な変化が生じるため、世代やライフステージに応じた包括的な健康支援が必要です。そのほか、病気を早期発見するための各種がん検診や特定検診、保健指導等を充実させ、仕事と健康課題の両立支援に取り組んでいきます。

図 3-4-1 女性が性や妊娠・出産に関して自分の意志で決める上で必要なこと（上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

図 3-4-2　プレコンセプションケアという言葉の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査（令和7年9月実施）

（1）性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）とプレコンセプションケアの普及・啓発

すべての人が「性」と「生殖」において、健康で、必要な情報を十分に得ることができ、自分で決定できる権利である「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」と、性別にかかわらず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を身に付け、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う「プレコンセプションケア」の普及・啓発を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
117	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。	・総務課 ・健康推進課
118	妊娠・産じょく期の支援	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接などの様々な機会を活用し、啓発と健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実施する。	・健康推進課 ・保健サービスセンター
119	エイズ・性感染症対策の推進	エイズ・性感染症検査及び相談等を実施する。また、年1回感染症予防対策としてレッドリボン展を開催し、広く区民に対し、HIV感染とAIDSについての正しい知識と理解を促す。	・予防対策課 ・保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
120	不妊治療の支援	こどもを望む家庭の経済的負担軽減のため、不妊治療費の助成等を行う。	健康推進課
再掲5	性教育の充実	人権尊重を基盤に、人間関係、ジェンダーや多様性への理解、幸福など様々な視点から、発達段階に応じた性教育を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対し、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導・啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

（2）保健指導・健康診査の充実

生涯を通じた健康づくりを支えるため、保健指導や健康診査の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	・保健サービスセンター
122	健康診査・がん検診の実施	ライフステージに応じた健康診査を実施する。また、早期発見・早期治療を推進するために、各種がん検診を実施する。	・健康推進課 ・保健サービスセンター

（3）仕事と健康課題の両立支援

月経や更年期等の健康課題による望まない離職等を防ぐため、仕事と健康課題の両立支援、啓発活動を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
123	女性の健康課題に関する啓発の実施	ライフステージごとの健康課題に関する普及・啓発等を行う。	健康推進課
再掲117	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。	・総務課 ・健康推進課
再掲121	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	保健サービスセンター

Ⅳ 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区は、職員へのジェンダー平等の意識啓発に加えて、施策・事業の企画立案段階からジェンダー平等の視点を組み込む「ジェンダー主流化」の考え方を取り入れていきます。

また、文京シビックセンター内に日本事務所を構えるUN Womenとの連携や、関係機関、国・都・他自治体との連携にも引き続き取り組みます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

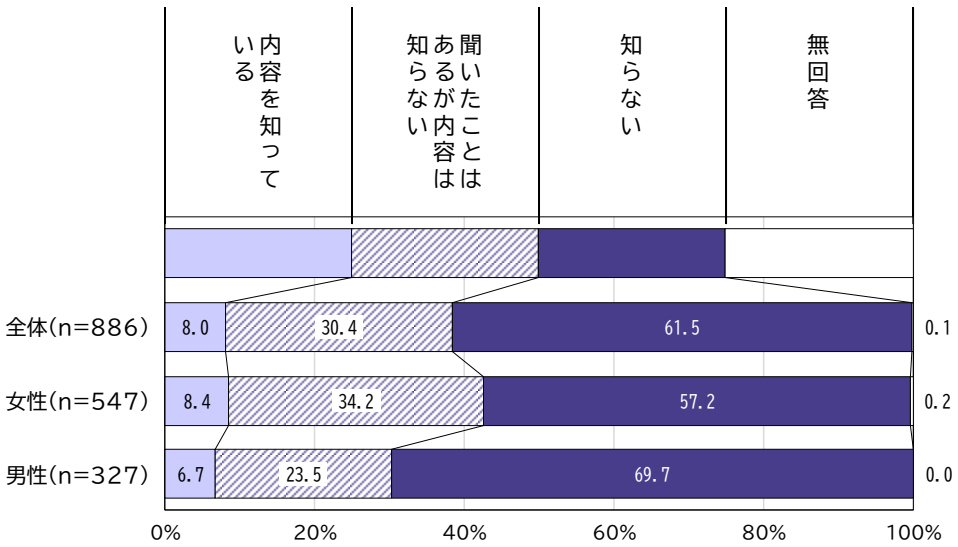
文京区男女平等参画推進条例は、男女が、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指しています。

区民調査によると、条例の認知度は区民全体で 38.4%となっており、認知度の向上を図る必要があります(図 4-1)。

また、計画の実行性を高めるため、文京区男女平等参画推進会議において、この計画の推進状況を継続的に評価・公表し、計画の推進と評価体制を確立していくとともに、苦情申し立てについても調査、審議していくことが重要です。

さらに、区職員が区民に率先し、ジェンダー平等意識の向上を図り、施策や事業にジェンダー主流化を取り入れていくことが求められます。

図 4-1 文京区男女平等参画推進条例の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査(令和7年9月実施)

（1）文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割意識及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識の形成を課題として、政策を展開していくために、条例について更なる周知に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
124	文京区男女平等参画推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例について、あらゆる機会を捉え周知を行う。	総務課

（2）計画の推進と評価体制の確立

男女平等参画を全庁的に推進するため、計画に基づく取組を着実に進めるとともに、区民や関係団体の代表者等による文京区男女平等参画推進会議において、この計画の進捗状況を第三者の立場から客観的に評価し、取組の改善につなげます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
125	男女平等参画推進会議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験者及び区民が提言し、計画の推進を評価する男女平等参画推進会議を運営する。	総務課
126	男女平等参画推進委員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推進委員会の運営を通して、男女平等参画を総合的に推進する。	総務課
127	男女平等推進委員連絡会の運営	職層・職域を問わず各課1人以上の推進委員を配し、男女平等参画推進条例に基づく実務的な推進を図る。	・総務課 ・全課
128	計画評価と重点項目の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。	総務課
再掲17	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課

（3）区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成

ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映する「ジェンダー主流化」を進めるため、区職員に対して、職員研修等を通じて、ジェンダー平等意識の向上を図ります。

また、職員が出産・育児・介護に係る休暇・休業制度を安心して利用できるよう、職場全体で積極的に支援する体制づくりを進めるとともに、職員が自らのキャリアプランを主体的に考える研修を実施するなど、女性職員の管理監督職への昇任に対する意欲も促進し、多様な視点を政策に反映していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
129	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的指向や性自認の啓発やハラスメント防止のための研修を実施するとともに、男女平等参画に関する講座等への参加を働きかける。区職員が担当している職務に、男女平等参画の視点を取り入れて施策を展開できるよう啓発する。（イベント実施時の講師の選定等の配慮など）	・総務課 ・職員課
130	職務分担における固定的性別役割分担の是正	性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮できる職務の分担を行う。	全課
131	印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、ちらし等のイラスト、写真、キャッチフレーズ等は、性別に関する差別・偏見がないように掲載する。	全課
132	区職員に対する出産・育児・介護に係る休暇・休業制度の普及・啓発	男女を問わず、職員が出産・育児・介護に係る休暇・休業制度を円滑に利用できるよう、制度の周知・啓発を推進する。また、職員本人や配偶者等の妊娠・出産等の申出があった場合には、所属長が休暇・休業の取得意向を確認するとともに、職員が性別にかかわらず安心して制度を利用できるよう、職場全体で積極的に支援する体制づくりを進める。	職員課
133	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止策の充実	ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 また、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	職員課
134	女性職員の管理監督職登用の推進	職場における女性の管理監督職への登用を促進するとともに、職員が自らのキャリアプランを主体的に考えるためのキャリアアップ研修を実施する。	職員課

（4）苦情申立て制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する関係者からの意見聴取を行った上で一定の見解を表明します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
135	苦情申立制度の運用	区が関与する男女平等参画の推進に関する施策に係る苦情申立てについて、文京区男女平等参画推進会議で調査し、審議する。	総務課

2　国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

「男女共同参画社会基本法」第７条では、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

区は、文京シビックセンター内に日本事務所を構えるUN Womenと連携した事業を継続的に実施していきます。

また、SDGsの 17 の目標を達成するための重要なテーマであるジェンダー平等の周知や、女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所の登録促進など、国際的な枠組みを踏まえた取組も進めていきます。

さらに、国・東京都・他自治体との情報共有や、大学・企業・民間団体との連携・協力を強化し、区の男女平等参画施策の実効性を高めていく必要があります。

（1）国際社会の取組との連携

国際社会の取組との連携や情報発信に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
136	UN Womenとの連携	UN Women（国連女性機関）日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課
137	国際機関との連携協力	国連機関やNGO等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図る。	総務課

（2）国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）、UN Womenとの連携

文京シビックセンター内に日本事務所を構える UN Women と連携したジェンダー平等の取組を進めます。また、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）の取組を踏まえ、国際社会の一員として貢献できるよう、取組を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
138	持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）の周知	SDGsの 17 の目標を達成するための重要なテーマであるジェンダー平等の視点から、SDGsについて周知する。	・企画課 ・総務課
再掲 79	文京区女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women（国連女性機関）と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲136	UN Womenとの連携	UN Women（国連女性機関）日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課

（3）国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

計画の実効性を高めるため、国・都・大学・企業・民間団体との連携を引き続き強化します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
139	国・都・他自治体に対する要望・連携	国や東京都、他自治体の動向や情報の収集に努め、国・都への要望をはじめ連携強化を図る。	総務課
140	公共機関との連携の強化	国・都等の公共機関とセミナーの共催等を通して、法や制度の周知・徹底を図る。	総務課
141	大学・企業・民間団体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	・総務課 ・アカデミー推進課
再掲4	女子生徒・学生のキャリア教育を含めたSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に関するアンコンシャス・バイアスの解消や意欲促進に取り組むとともに、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター
再掲35	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災危機管理課
再掲79	文京区女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women（国連女性機関）と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課
再掲89	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課